

令和6年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和6年6月6日から令和6年6月14日まで第2回定例会が町役場議場に招集された。

令和6年6月10日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高 久 敏 明	2番 五十嵐 孝 子	3番 目 黒 克 博
4番 物 江 政 博	5番 横 山 智 代	6番 小 畑 博 司
7番 佐 藤 宗 太	8番 五十嵐 正 康	9番 青 木 美貴子
10番 五十嵐 一 夫	11番 水 野 孝 一	12番 酒 井 育 子
13番 山 口 享	14番 赤 城 大 地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴 木 久	書 記	中 村 夏 実
書 記	田 中 啓 太		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀四郎
政策財務課長	佐 藤 秀 一	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	長谷川 裕 一
庁舎整備課長	遠 藤 幸 喜	会 計 管 理 者	五十嵐 利 彦
教 育 課 長	上 谷 圭 一	子 ど も 課 長	五十嵐 隆 裕
監 査 委 員	仙 波 利 郎		

◎開議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前10時00分）

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第2号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、7番、佐藤宗太君、8番、五十嵐正康君のお二人を指名いたします。

◎一般質問

◎議長（赤城大地君）

日程第2、これより一般質問を行います。

まず、通告により、10番、五十嵐一夫君、登壇願います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）（登壇）

皆さん、おはようございます。10番、五十嵐一夫です。通告の順に従い、一般質問を行います。

3月に執行されました町議会選挙において議席をいただき、議場にて議論を交わすことができますのは、私にとって議員冥利に尽きるこの上ない喜びであり、感謝申し上げます。

よく町執行側と議会は、車に例えると両輪のごとく推進するのだと説く方がおります。しかし、私は、二代表制においては、議会という立法の代表として、議決権の行使、町政の監視機能を発揮するのが議会の使命と肝に銘じています。車に例えるなら、町長は町政の運転手であり、ハンドルとアクセルの操作役です。誤って暴走したり、転落したり、事故を起こさないようにとのブレーキ役が議会の務めと信じています。「両輪のごとく」のように執行者と一心同体、翼賛会のようになってはいけません。そのような言い回しに乗ってブレーキ役を怠っては、議会が機能不全に陥り、町民からの信頼を失ってしまいます。そのようなにならないように、議員の務めを果たしてまいります。

今回、私は、一つとして、議会の監視機能を全うしたく、不明瞭会計処理についての追及型質問です。ほかに議員特権を行使しての町のにぎわいのためにも、猪俣公章先生

の顕彰と、町民のサロンの集いと町飲食店の活性持続についての２点の提案型質問です。
それでは、通算96回目の質問に入ります。

第１に、朝立地区の中山間地域等直接支払交付金事業の不明瞭会計処理はこれでいいのかであります。

令和５年中山間地域等直接支払交付金事業の朝立集落協定において不明瞭な会計処理がなされ、地区からは、国・県、町からの交付金を返還しました。地区は関わった担当者から着服交付金約1,630万円の弁済を受け、町を通して国・県に返還した事件であります。一応の処理を町としては行ったとの認識のようです。しかし、それでいいのかという質問です。

この事件が公にすることとなったのは令和３年の春頃からです。しかし、それ以前におかしい処理がなされていると薄々と感じてはきたのです。総会がなされたとの町への報告があるが、令和３年春の時点から遡ること６年間は総会通知もなく、不明瞭な事業運営でないかと大きな疑問となったのがこの頃です。

集落協定者側を担当した関係者とは、令和６年２月に全額返済を含め示談が成立したとのことです。示談後に全額返済を確認したので、朝立集落協定と町は刑事告訴しないということで落ち着いたとの経過です。

しかし、この事業は、町が関わって行った国・県、町の補助事業であり、町の指導監督の下に実施された事業です。一旦支払った交付金を返却したのです。事業をしていないのだから返却する、これは理にかなっています。本来であれば、この不正がなければ、朝立地区は何らかの事業を行い地区は恩恵を受けることができたのです。恩恵を受けることができなくなったのには、町が指導監督を怠っていたからです。これだけの不正が行われたにもかかわらず、誰も責任を取らないことで済ましていいのでしょうか。

地区としては事業恩恵を失って処理されてしまいました。一個人であればこのような処理でもいいでしょう。しかし、協定の構成員にとっては恩恵を失ったのです。この逸失利益についても町の責任を問うものです。

真相及び責任追及型質問です。次のことについて質問します。

- １、国・県の会計検査はなかったのか。
- ２、町の指導監督責任をどう考える。
- ３、検査等指導監督がなされていれば、もっと早く不正が判明したのではないか。
- ４、町の検査は適正であったのか。町はどのような検査体制であったのか。
- ①繰越金と通帳の突き合わせ、現金の所在の突き合わせは行ったのか。
- ②架空控除を見抜けなかったのか。
- ③工事箇所を確認をどのように行ったのか。

５、不正発覚後の指導において行き過ぎた指導はなかったか。私の情報収集では、早期に解決をするよう、地区への指導が地区役員にとっては強い圧力と受け取ったと聞き及んでいるが、そのようなことの有無についてと、指導は適正に行われたのか。

６、地区が事業として受けることのできた約1,600万円もの逸失利益についてどう答える。

第2に、郷土が産んだ偉大な作曲家「猪俣公章先生」をたたえ、町のにぎわいに顕彰しながら活用に取り組もうであります。

猪俣公章先生は坂下町で生まれた偉大な作曲家です。町なかの東駐車場には生誕地を示す碑があります。法界寺にはお墓があります。歌手坂本冬美様におかれましては、先生をしのんで毎年墓参に訪れていると聞いています。

猪俣公章先生の顕彰会もあります。一時は公章先生作曲の歌が流れる記念碑を建立しようと盛り上がったそうです。東駐車場が適地とのことを関係者より聞きました。しかし、その頃、町の庁舎の構想もあり、庁舎が完成してからとのことで実現することなく現在に至っているようです。

猪俣公章先生の功績をたたえつつ、坂下町出身の偉人を町のにぎわいに活用できないかとの提案型質問であります。

現在、何か事業をしていますでしょうか。何もないと町民には映っているのではないのでしょうか。事業を実行するには顕彰会と一緒に考えていかななくてはなりません。そこで提案をします。

1、猪俣公章先生の記念碑建立についての構想はないか。

2、猪俣公章先生のイベントとして、先生の作曲の歌を町内外の愛好者が歌う歌謡祭の定期的実行の考えはないか。

3、歌手坂本冬美様が、毎年、坂下町を墓参に訪れているようです。町も坂本冬美様と関わりを持ってはどうでしょうか。町には坂本という地名もあり、縁を感じてくれるのではという期待を込めて、坂下町親善大使やコンサートに町としての出席参加、公章先生と絡めた歌謡祭の実施。

4、公章先生の活用について、町の構想がありましたらお示してください。

第3に、町のにぎわいのために、サロンの集い・記念の集い等に事業として取り組むことを求めるであります。

町のにぎわいが高齢化と人口減少の波に押されてじわりじわりと失われていくようです。町のにぎわい、活性には多様な取組がありますが、今回は飲食店を対象に捉えての質問です。

コロナの影響が甚大であり、友人同士の交流が減ってきています。交流は特に飲食店を直撃、食堂、スナック、料理店の廃業・休業が相次いでいます。飲食産業が廃れると人と人との交流も減少し、グループ・団体のコミュニケーションの場もなくなってしまいます。飲食産業がにぎわうことは、その店だけの利益だけではありません。連鎖して、酒店、交通事業者、八百屋、魚屋、肉屋、雑貨屋さん等裾野が広く、多くの職域の事業者にも恩恵を与える効果があります。食事をしたり酒を飲んだり歌を歌ったりして、人的交流を通して町に活力をもたらそうではないか。

そこで、飲食事業者を町が事業として応援しようではないかという提案型質問であります。

1、町はサロン事業を推進していますが、その一環として飲食店を利用して継続性のあるグループに応援補助をする。

2、成人式後の懇親会への応援補助をする。

3、還暦式祝い、古希祝い、喜寿祝い、年祝い、厄払い、同級会、半世紀祝いなど、様々な催し、記念の集いに応援補助をする。これには、Uターン、2地域居住という移住・定住に効果があります。また、過疎地人口減対策としての婚活にも効果があるので

す。

以上、壇上からの一般質問です。

◎議長（赤城大地君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

10番、五十嵐一夫議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第2の4についてお答えいたします。

会津坂下町には、歌手の春日八郎先生や日本画家の小林五浪先生、版画家の斎藤清先生など、町に所縁のある著名人が数多くいらっしゃいます。中でも、作曲家の猪俣公章先生は、歌手の坂本冬美さんの「あばれ太鼓」に代表されたとおり、現在も活躍中の方に多くの楽曲を提供されてきました。このようなご功績をたたえ、町のにぎわいに活用させていただくことは、町民が郷土に誇りを持てるとともに、全国のファンの方々に町にお越しいただくことにより、関係人口の増加も期待できる町の貴重な資源の一つであると認識しております。

現在は、猪俣公章顕彰会が中心となって設置した墓所案内標示柱や、東分庁舎には愛用品などの展示コーナーを設けておりますが、その周知や活用等については十分とは言えない状況であると認識しております。

町といたしましては、猪俣公章顕彰会の支援やご家族との話し合いを丁寧を実施しながら、猪俣公章先生のご功績の活用について検討してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

皆さん、おはようございます。

私からは、ご質問の第1、第2の1から3及び第3についてお答えいたします。

初めに、第1の1についてお答えいたします。

中山間地域等直接支払交付金事業は、農業の生産条件が不利な地域における継続した農業生産活動を支援するものであり、本町においては朝立集落協定を含む6協定が平成12年度から本事業による活動を実施しております。

交付金の負担内訳については、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1を負担しており、会計検査院の検査対象となっております。本件は、平成18年度、平成21年度、平成30年度に会計検査の対象となりましたが、本町はいずれの年度においても受検しておりません。

次に、第1の2と3についてお答えいたします。

本交付金事業は、国・県による認定を受けた集落協定を交付対象としております。町には、国の交付要綱及び実施要領に基づき、集落協定が定めている農業生産活動等の実施状況を確認するとともに、活動等が不十分な集落協定への指導・助言を行う義務があり、集落協定には、交付金を活用し目的に沿った事業を実施するとともに、適正な会計事務処理を行う義務が生じます。

これらを検査するため、毎年度、要綱・要領に基づく活動実施状況を確認するとともに、集落協定から提出された実績報告に基づき、総会開催の有無、会計帳簿や領収書等の集落協定が保管すべき書類を確認しております。その結果、要件を満たし、不備がないことを確認してまいりました。

また、県の検査においても指摘を受けていないことから、町の指導監督に不手際はなかったと考えております。

当該集落協定においては、総会が開催されていない年度分も総会資料等が作成され、集落としての合意形成がなされていると解されるものでありました。協定参加者からの疑義の声や役員等のチェック機能、町のもう一步踏み込んだ検査等があればより早期の不正判明につながっていた可能性もあり、悔やまれるところであります。

次に、第1の4についてお答えいたします。

集落協定には、毎年度総会を開催し、協定に基づく活動内容及び交付金の使途等について合意形成をするとともに、適正な会計事務処理を行う義務があります。また、会計処理に当たっては、会計責任者を置き、会計帳簿や領収書等を整備し、一定期間保管することとされております。

町における検査では、集落協定からの実績報告に基づき、担当者が、総会資料、会計帳簿や領収書、工事契約書等の書類を検査するとともに、必要に応じて現地確認を実施しておりました。具体的には、決算を含む総会内容は既に協定参加者の承認を得ているものであることを前提に、金銭出納簿と通帳の突合及び領収書との突合、活動日誌や写真、工事等に係る契約書を検査しております。

本件は、開催実績のない総会や役員会、草刈り作業等の水増し、架空の工事契約書や領収書の偽造によるものであり、契約印や領収印が押印されていたことから不正を見抜くことができませんでした。

次に、第1の5についてお答えいたします。

町は、本件の発覚直後から29回にわたり協定役員による調査に同席し、指導・助言等を行ってまいりました。これは、集落協定のみでの調査には限界があるとの申出を受けて協定役員とともに解決に向けた調査を重ねてきたものであり、役員の皆様に大きなご負担をおかけしたと認識しております。しかし、早期の解決は協定役員の方々も要望していたことであり、調査の過程で強い口調での聞き取りや協定役員の責任を問わざるを得ない場面もあり、このことが強い圧力と受け止められた可能性は否定できませんが、指導そのものは適正であったと認識しております。

次に、第1の6についてお答えいたします。

本件の発覚当初、国から協定参加者への個人配分金を含む全額返還を求められる可能性があるかと危惧しておりました。長期間にわたり、書類検査や参加者一人一人への聞き取り調査、役員会での協議を経て県への丁寧な報告を重ねた結果、不正のあった金額のみの返還という結果に至りました。返還金額は高額でありましたが、全額返還という最悪の事態は回避されたものと認識しております。

町といたしましても、返還対象となった期間に必要な活動ができなかったなどの影響を懸念しておりました。集落における農業生産活動は、支障なく継続的に実施されているものと認識しております。

しかし、町には住民の安全・安心な生活環境を整備する責務がございます。中山間地域等直接支払交付金事業にかかわらず、行政区が抱える生活環境の不備、不便等の課題につきましては、区からの要望をしっかりと受け止め、真摯に向き合い、協議しながら、要望の早期実現に向けて対応してまいりたいと考えております。

次に、第2の1と2についてお答えいたします。

猪俣公章先生のご功績をたたえ、町のにぎわい創出に活用させていただくことは、町民が郷土に誇りを持てるだけでなく、その知名度により全国からファンの方が来町してくださることも期待され、交流人口、さらには関係人口の増加に有効な手段であると認識しております。

猪俣公章先生に関する様々な取組については、ご家族の意向を踏まえながら、猪俣公章顕彰会とともに検討や準備を進めていくことが重要であると考えております。

これまでの顕彰会の活動経過につきましては、平成16年に猪俣公章顕彰会が結成されました。平成18年には、故郷に眠る作曲家猪俣公章先生第1回墓前祭及び墓所案内標示柱の除幕式が開催されました。平成22年には、役場東分庁舎に愛用品等の展示コーナーが設置されております。しかし、その後は活動の中心を担っていた方々がお亡くなりになり、現在、活動は停止状態となっております。

町といたしましては、顕彰会の新たな体制づくりを支援しながら、設立当初の目標でもある記念碑建立や、そのお披露目として歌謡祭の開催等につきましても、顕彰会とともに考え、実現に向けて支援してまいります。

次に、第2の3についてお答えいたします。

猪俣公章先生の「あばれ太鼓」でデビューされた坂本冬美さんは、テレビの旅番組で

も会津坂下町を訪れていただき、猪俣公章先生の墓参りにも何度もお越しいただいているようでございます。現在も人気歌手としてご活躍中の坂本冬美さんを猪俣公章先生の顕彰イベント等にお招きすることで、全国の多くのファンの方々に来町していただくことができれば、町のにぎわい創出に大きく貢献するものと考えております。議員おたのしめとおおり、まずは関わりを持つことが必要でありますので、ご家族や顕彰会の協力を得ながら関係構築に取り組んでまいります。

次に、第3についてお答えいたします。

コロナ禍において私たちの生活は大きな制限を受け、特に余暇活動においては自粛ムードが蔓延し、友人、知人や仲間たちとの飲食を伴う会合や集いの場が極端に減少しました。新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、徐々に以前の生活に戻りつつありますが、一度休止してしまった会合等を再開するまでには至らず、そのまま消滅してしまったものもあると思われます。このような状況による影響は飲食店においても顕著であり、廃業・休業等を余儀なくされる要因となっております。

議員からご提案がありました様々な交流の場、祝いの席等への応援補助は、宴席の積極的な開催や飲食に係る予算の増額が図られ、参加された方も飲食事業者も相互に利益を享受できるものであると考えられます。中でも、同級会、同窓会の要素がある成人式や還暦祝い等につきましては、仲間との再会により第6次振興計画の基本理念である「みんながつながる」を認識していただける機会として、関係人口の増加やUターン促進、移住・定住人口の増加も期待できるものと考えております。

町といたしましては、他自治体での先進事例等を調査するとともに、企画・参加する当事者の要望や意見もお聞きしながら、若者世代において主流となっている電子決済を取り入れるなど、利用する方々のニーズに合った補助の仕組みを研究してまいります。

◎議長（赤城大地君）

再質問があればお願いします。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

まず、第1からお伺いします。

町の検査なんですけども、答弁の中で、町のもう一步踏み込んだ検査等があればより早期の不正判明につながった可能性があるのと、あと、総会開催の有無や会計帳簿や領収等の書類を確認しているということで要件を満たしているということなんですけど、これが起きたのは、一番最初に通帳の突き合わせ、繰越金があるわけです。1期5年の間がありますから、その間に次の年度にやってもいいと。ただ、その1期の中で繰り越すことはできないけども、その中で、私の資料によりますと、繰越金が、通帳の繰越残高ゼロが平成24年度から起きているんですよ。これは簡単なんです、通帳等を持ってこいと

いう。だから、その監督官庁がそういったことができなかったの、それがずっと続いているんですよ。そして、その年度の最後に各工事ができたりして、それで架空工事についても現地の検査を行いますというふうにさっき答弁があったけども、していればその時点で分かったんですよ。それが次の第4期まで行っているわけです。だから、きちんとしたそういった検査体制ができていたのかお伺いします。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

答弁の中でも「町のもう一步踏み込んだ検査があれば」ということで言わせていただきました。これはやはり工事現場の確認ということで、必要に応じて行っていたとお答えいたしましたけれども、毎回必ず行っていたわけではないというような反省がございます。

そういった中で、その後、今現在のことでありますけれども、運用規定を設けて、昨年度からは額の大小にかかわらず必ず目視にて確認をするというような運用をさせていただいておりますけれども、当時は書類での検査というものを主にしておりまして、全ての箇所を目視していたわけではないというような経過がございました。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

私もある団体の報告書なんかを作っているけども、必ず通帳をコピーして出すと、頭のところと、そしてあと、お金の出し入れのやつについて報告を出しなさいと。僅かもうあと二十何万くらいですよ、それでもそういうことをやられるんですよ。今回は単位が大きいわけです。1回で7～800万から900万くらいあるわけですね。だから、そういったやつがそういった検査でいいのか、町の責任がどうなのか、一步踏み込んだやつが悔やまれる。悔やまれるから、じゃあ1,600万円の事業はそれがきちとなっていれば、朝立集落協定では構成員にとってはその1,600万円の事業ができるわけですよ。それが返還になってしまった、それは町の責任があるわけですよ。それについてどう考えるのか。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

まずは、現金や通帳との突き合わせということですが、当時のことを聞いてみますと、後から提出するであるとか、その時々においては検査のそのときに全てを確認できたわけではない、ただ、後ほど出していただいたなどということ、検査という事務処理は行ってきたというような経過も聞いてございます。ということをもって全て確認済みであるというような答弁を申し上げましたけれども、やはり私のほうとしましては、その実際にやったかどうかという確認というのが一番、全ての箇所を行っていなかったことが一番町として改善すべきところだなというふうに感じておるところから、先ほどもそういった答弁をした次第でございます。

それで、1,630万ほどの返還金ということについてでございますけれども、そういったことからこの中山間地域等直接支払交付金という制度、事業の中で、その辺を何か特別な措置をするとかそういったことは一切考えてはいないわけですが、そもそも町には現状の行政区の方々が生活環境に不便をきたしている、危険箇所がある、そういったことについては当然要望を実現していくというのが行政サービスの一丁目一番地であるというふうに認識しておりますので、その辺につきましては、その原因や経過がどうあれ、現状、行政区のほうで困っているという点につきましてはしっかりと受け止めて、区の要望を受け十分に協議しながら早期の実現を目指していくというスタンスで今後臨んでまいりたいという答弁をさせていただきます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

私も朝立に土地を持っているんで、でも構成員ではないんです。構成員だったらそういったことがもっと早く知り得て、いろいろできたかもしれません。そこをご承知ください。

それで、過失相殺ということなんですが、時効のとき、その度合いに応じて、面積とか、今回はその面積なしで地区が1,600万使えなかっただけじゃないですか。町は何も要らない、責任も誰も取っていないんじゃないですか。責任を取らないんだったら1,600万円を朝立集落協定に何か還元するようにしなさいよ、責任を取らなくていいから、それだったら。そのくらいのことを考えなさい。どうですか。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

本件に起因して、町の責任としてと、あるいは中山間事業の中でということは、先ほども申しあげましたとおり、そういった因果関係の中で何らかの措置をするということではできません。が、先ほども申しあげましたとおり、現に、その要因や経過はどうあれ、実際に朝立地区が生活上不便をきたしている、修繕要望があるというところにつきましては、町の責務としてしっかりと受け止めて協議し、早期の実現を目指してまいりたいということしか私からは申しあげられません。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

課長からはそうしか申しあげられないということだ。それはそれでいいですよ。ならば、交付金として800万は国に返した、400万は県に返した、事業をやらないことになったから返還した、町は400万戻ったわけですよ。本当は事業を執行しているからその400万は必要だったわけです。何か町いただきみたいじゃないですか、400万。そのくらいは地元へ、今年度いろんなことが本来事業ができたわけだから、町に返してもらったってしょうがないから、それは村で、集落で何かやってください、そのくらいの大英断ができないのかということだ。それがなかったら、この1,600万円に対しての、集落が享受できなかったそれに対しての責任を取ってもらう。それをどう考えるかだ。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

やはり私のほうからは、1,600万円のうちの400万だとか中山間事業でできなかった部分というような切り口ではなく、町の当然の責務として、当該行政区の困り事や要望事項に誠心誠意応えていきたいと、そこに対して町の会計を支出していきたい、そこを努力していきたいということしか申しあげられません。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

監査にお尋ねする。こういった会計の処理がなされていて、監査として意見をお聞き

したい。

◎議長（赤城大地君）

暫時休憩いたします。

（午前10時36分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前10時36分）

◎監査委員（仙波利郎君）

議長、監査委員。

◎議長（赤城大地君）

仙波監査委員。

◎監査委員（仙波利郎君）

監査委員の仙波でございます。お答えします。

私も、今回の不祥事につきましては大変遺憾に感じました。つきましては、この議会全員協議会で説明後に私のほうには説明がありまして、その後、定期監査を含めて内容の監査を実施したところでございます。私も、今まで起きたことについては、当然、構成員も含め地元の方々の責任は大きいというふうに捉えまして、そういった質問をしてまいりました。

また、定期監査におきましては、今後の対応について先ほど課長のほうから説明がありましたとおり、今後の対応については現場の確認であるとか総会の実施の確認、そういったものを厳重にやったださるということでした。

なお、この厳重にやることについては、構成員、住民にとってはかなりきつい対応になるかと思えます。私も多面的なんかで関係しておりましたが、工事等について一件一件確認されるということになりますと相当な構成員の負担が増えるということになります。また、総会の開催とかそういったことについても、構成員の責任を今後は問われる形になろうと思えます。私もそういった形で今後の監査を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

突然の質問で、ありがとうございました。

時間的なこともありますけども、やはりこれに対しては町の検査体制が不十分であっ

た、不十分なことを棚に上げて1,600万円もの事業が使えることを失ってしまった、その構成員に対してのやっぱり私は謝罪が欲しい。謝罪と、あとは、やっぱりそれに対して受けることのできた利益、そういった事業を何かしらつくってほしいということです。そうでなければ私は納得しないので、これからもいろんなところで叫び続けてまいります。こんなものでいいのかということです。それで第1については終わります。

第2に移ります。

今日は何の日か、皆さん、ご存じでしょうか。時の記念日、間違いありません。そのとおりです。そして、猪俣公章先生の命日であります。今朝、墓前に手を合わせてまいりました。何という巡り合わせでしょうか。私の一般質問と重なったのも、そういう機運を呼び起こさせたのでしょうか。非常に巡り合わせを感じております。公章先生の記念碑建立については、顕彰会と協力していろいろ考えてください。

まず、イベントとして愛好者が歌う歌謡祭とか、こういったにぎわいをつくるのは町の務めなんです、それに火をつけるのがね。そして、そこに顕彰会だけではなかなかできません、町が口火を切るんです。そういったことについていろいろやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

ご提案を含めまして、ありがとうございます。

今、産業課商工観光班のほうにおきましても、今いらっしゃる顕彰会の方々と早速お話し合いを始めております。おっしゃるとおり、顕彰会でやってくださいとか、ご寄附のお金がありますよねなんて言っても、やっぱりそんな大きなイベントなどは実現いたしません。産業課商工観光班が一体となってお支援申し上げながら、例えば春日八郎先生のカラオケ大会とかああいうイメージもあるんですけれども、そういった形で運営等も担いながら、何か記念すべき大きなことを実現したいなというふうに今考えて協議中でございます。

ただ、顕彰会もやはり再組織化といいますか、ちょっと体制づくりをしないと、なかなかお一人の方で大変だという声も聞いておりますので、その辺もしっかりと支援してまいりたいというふうに考えております。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

生誕の地の碑と、あと、墓所の案内の碑はあります。法界寺に入るときに、左に中野竹子女史のいろいろあれがあります。でも、あそこに行って猪俣公章先生のお墓はどこかとかんとかがありません。右側の塀にでも書くスペースがありました。そういった掲示板を掲げるとか、あと、ぱっと入ったら猪俣公章先生はすぐ左手です。そのところに、分からないです、何か目印がないと。やっぱりそれが必要だと思いますので、そのことをお願いします。

それで、町長、今月29日に坂本冬美様は風雅堂でコンサートがあります。縁をつくるいい機会です。町長、会場に花を飾るか、ステージで花束贈呈をすとかしてみてください。坂本冬美様は猪俣公章先生とのご縁を会場の皆さんにお話しするかもしれません。会場の皆さんはその声を認識してくれる、そうしたらそれを生かすのは手腕の見せどころなんです。町長、必ず当日行ってください。町長の交際費は毎年残しているでしょう、いっぱい。花束代はそんな高くはありませんから、いかがでしょうか。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

今月の29日、歌謡ショーがあります。私も券を取得しました。行くつもりでおります。ただ、そこで坂本冬美さんと会ってお話できるのかな、どうなのかなというふうに自分なりにも思っているんですが、時間とチャンスがあれば会って話してみたいなと、こんなふうにも産業課長にも前、話はしました。そんなところで、当日の夕方の券を私は取りましたんで、当日のその時間とチャンスがあったらばそのように声かけしてみたいなというふうに思っています。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

ぜひとも、それが縁なんですね。そうすると、坂本冬美さんが毎年墓参に来るようですから、来ると町長のところを表敬訪問するかもしれません。いや、それはつながりをうまくつくるのが腕。多分、公章先生の活用について、町の構想を質問した部分もありますので、ちょっと何か構想、いろいろなところをお持ちかどうか聞きたいと思います。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

構想の部分につきましては、恥ずかしながらあまりしっかりとした構想はないという
ような趣旨での答弁を町長答弁させていただいたわけなんですけれども、やはりまずは
顕彰会の方はお困りでした、お声かけをしたところ。やっぱり一緒にやる人がいなかった
りとか、一人でどんなふうにしてやっていいかもあれだし、一方でお預かりしている
お金もあるしというようなことだったものですから、こちらの考えとも合致しています
ので、まずは顕彰会の方を支援しながら組織づくりと。

それから、今ほどおっしゃられたとおりにすぐできること、身近な掲示板を掲げる、
案内板を出してみようかなんていう、すぐ取りかかれるようなことについては早期に実
施したいと思いますし、そういった中で記念碑の建立であるとか歌謡ショーというもの
を目指しながら進めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

ぜひともいろんなことで、私も相談を受けたらいろんな構想を考えますから、ぜひと
もご相談ください。提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

第3に移ります。

町にぎわいのためなんです、いろんな継続性の応援補助として町建設労働振興会と
いうのがあるんですね。あと、工業振興協議会に町から助成をしています。建設労働振
興会には26万円ですね、年間、それは有効に活用しています、いろんな研修をやったり
とかね。でも、そういった中でも懇親もあります。それは各会員が会費を持ってやっ
たりしていますので、非常にその26万円出しているというのは有効に使われている。それ
で、納税組合も助成しているわけですね。ですから、それは総会とか旅行とかをやっ
ています。

私が提案するのは、その会で使い切ってしまうという、町から補助をいただいたら、
つまり経済を動かすということです。よくほかの会はみんな繰越し、繰越しなんてあり
ますけども、一回、私の一つの案、5人から10人のグループで、平均7.5人とし
ますか、懇親会は1人当たり大体4,000円かかりますね。そうすると1回3万円、1
年間フルに集まれないから10回実施すると、そのお店でやれば30万円の売上げがあ
る。町で仮に3万円とすれば、3万円くれれば、その10倍の経済効果があるとい
うことですね。そういったことを考えると、仮に50グループあると1,500万円
なんです。個人に支援金を送ったときは、個人は支援金をいただいて終わりです。
これは、例えば50グループあると150万円で1,500万円の経済効果がある、それ
だけ動かすわけです。そういったことをどう考えるのでしょうか。それで、ぜひ実
現を検討したいということなんです、もう少

し突っ込んで答弁をお願いしたいと思います。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

こちらの案件につきましても、貴重なご提案、ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます、やっぱり答弁にもコロナの影響があつて、すばみ始めたそういった活動をまた再開に向けて、そこに後押ししていくということは非常に有効なことであるというふうに考えております。

補助の金額とか在り方ということは、またご提案いただいたばかりなのでまとめ切つてはおりませんけれども、何らかの形でそういったご支援なりをするということによって、答弁にもありましたとおり、そういった宴や集いの開催が活発に積極的に開催してくださるということと、それから3,500円、4,000円とおっしゃいましたけれども、4,000円という飲み会だったけども5,000円ということでやってみようかなんていうことも何らかの支援があれば十分考え得ることではなかろうかということで、それはやっぱり人と人とのつながりが希薄になっているこの現状、それをもう一度、「みんながつながる」という言葉を使いましたけれども、そういった人と人とのつながりを醸成し、一方ではお使いになる飲食店の方々も利益があるというようなことで、非常にいい切り口であるというふうに考えております。

先進事例として幾つか調べました。やはり自治体で同じような補助をしているというところも見つけることができましたので、その辺の仕組み、あるいはその活用状況、何か問題点等がないのかというようなことも十分にお聞きして調査しながら、坂下町に合った仕組みをつくるべく、もうしばらく研究をさせていただきたいというふうに考えております。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

よく検討してください、前向きに。そして、これについては答弁で調査・研究をしてまいりますなんていう部分はありましたけど、私は既に調査・研究をして提案を何回かしたことがあります、一般質問でもね。こういうふうに町がさびれてしまうからもうやらなくちゃいけない、緊急にやらなくちゃいけないということで今質問をしている。それで、いろんなことに取り組んでみてください。それによって回帰もある、そういったことが必要だと思いますので、そういったことを踏まえて、私も相談に応じますから、

いろいろやりたいと思います。いかがでしょうか。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

ありがとうございます。私たちも十分に調査・研究、検討を続けながら仕組みをつくり上げていきたいと思いますので、今後とも、場合によってはご相談など、アドバイスなどをいただければ幸いにございます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

これで終わります。

◎議長（赤城大地君）

これをもって、五十嵐一夫君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、1番、高久敏明君、登壇願います。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）（登壇）

皆さん、おはようございます。通告に従い、一般質問いたします。

3月24日投開票の町議会議員選挙により初当選しました高久敏明です。今回の定例会が初めての一般質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、私が議員となった思いも話させていただきながら、今回の質問の趣旨について説明したいと思います。

18世紀、イギリスの政治家であり思想家であるエドモンド・バークは、「社会契約は、過去、現在、未来、全ての世代との間の契約である」と言っています。すなわち、社会や政治の秩序は単なる現代人の合意だけでなく、私たちの父祖、そして未来の子孫との連続性によって成り立っているということだと思っています。

私は、このたびの選挙によって会津坂下町民の代表として今ここに立たせていただいています。しかしながら、これは単に今生きている坂下町町民の思いだけでなく、我が坂下町を培ってきた多くの先人たちの思い、さらにはまだ見ぬ未来の子供たちの思い、

過去、現在、未来、そこに耳を傾け、その期待に応えることが求められていると認識しています。この町の歴史、伝統文化をしっかりと守りながら、時代を見据えた改革を進めていくこと、それが私たちに課せられた使命ではないでしょうか。私が生まれ、そして私を育ててくれたこの坂下町、この坂下町のために町民の皆さんと一緒に希望がある未来をつくっていききたい、そういう思いでこれからの任期を全うしていききたいと思います。

今、世界は、時代の大きな転換点を迎えていると言っていいでしょう。日本では30年間景気が停滞し、また、少子高齢化による人口減少は社会に大きな影響をもたらしています。先日、消滅可能性自治体が発表になりましたが、2014年に日本創成会議が消滅可能都市リストを発表してから10年、少子化のトレンドは全く変わっていません。むしろ加速したと言っていいでしょう。日本は人口が急速に縮小するフェーズに入ったのです。

我が坂下町も例外ではありません。しかしながら、私は、人口減少そのものが世間で騒がれているほど悪いことだとは思っていません。なぜなら、どんなに人口が減っても、そこに住む人が生業を営み十分な収入を得ることができて、みんなが協力、助け合える社会、コミュニティが存在し、温かい人と人とのつながりを保つことができれば、人口減少した社会においても十分に幸せを享受できると考えるからです。人口を減少することが目的ではなく、人口を維持することが目的ではなく、この町に住んでいる人が豊かで幸せに暮らすことができる、そしてそういったまちづくりをすることが大事なのです。

私は、むしろこの急激な社会状況の変化に対して、何か大きなものに飲み込まれてしまう、会津坂下町が坂下町でなくなってしまうのではないかと、味もしない、匂いもしない、日本の中にある小さな田舎町という一くくりで坂下町が語られるような状況になること、それが我慢できないのです。今こそ全ての人が協力して、坂下町民であることの矜持、すなわち誇りを取り戻すべきときが来たと思います。

話は多少ずれますが、江戸末期、幕末の頃は日本の人口は約3,000万人くらいでした。戦前の昭和初期でも6,000万人程度です。それを考えると、今の日本は十分社会を維持する人口があると言えます。

話を戻しましょう。しかしながら、今日の急激な人口減少は、私たちの日々の暮らしに様々な支障が生じているのも現実です。行政課題は年々高度化・複雑化しています。今までのやり方や枠組みで住民の多様なニーズに応えるのは、もはや限界がきているのではないのでしょうか。

このような中で、行政サービスをどのように維持していくかということは今後の大きな課題だと思います。私は、その課題解決のキーワードが「デジタル化」と「連携」だと思っています。私が今回このテーマを選んだのは、単に業務を効率化するかサービスが向上するというようなメリットや視点だけでなく、もちろんそのことも大事な点ではございますが、このテーマに私たちがどう向き合っていくかによって地方自治体そのものの枠組みにも大きく影響を与える、急激に人口が減少している現状においては向き合わざるを得ないと考えからです。

現在でも自治会や消防団など共助を担う組織が存在しますが、時代に合った形で変わ

っていくことが求められていますし、これからは他市町村との広域的な連携、民間との連携も積極的に模索していく必要があると思います。行政サービスごとに様々な地域と広域連携したり、民間の参入を拡大することが必要で、今後は言わばサービスが連携の単位になってくるだろうと思います。そもそも行政サービスは役所がやるものという固定した概念も変える必要があるのではないのでしょうか。

例えば教育などは行政の重要な役割だと思われていますが、江戸時代、ごく一部の超エリートは藩校という公的な教育機関で学んでいましたが、その他のほとんどは寺子屋などの民が役割を果たしていたのです。そんな民間が担っていた教育は、幕末期の江戸において識字率80%とも言われ、世界でも類を見ない教育水準でありました。さらに明治維新の大きな原動力にもなったわけです。

教育については今回の通告外なのでこのくらいにしておきますが、サービスや施設ごとに連携する相手と話し合い、ルールをつくる仕組みが今後必要になってくるでしょう。それが人口減少社会における新しい自治体の枠組みになるだろうと私は思います。今回そのような視点に立ち、人口減少社会における行政サービスについて、現段階についての状況について質問を行いたいと思います。

1、行政DXの取組状況について。

(1) 行政窓口の集約化、ワンストップサービスの提供など、住民サービスの向上を図る取組について現在の状況と展望について伺います。

(2) 行政手続のオンラインデジタル化、モバイルサービスの提供などに積極的に取り組んでいくべきと考えますが、町の見解を伺います。

(3) 遠隔端末により地域コミュニティセンターにおいても行政手続が行えるようにするなど、機能強化を図れば住民の利便性が向上すると考えるが、町の見解を伺います。

2、周辺自治体、各団体、民間企業等との連携について。

(1) 今後、著しい人口の減少により、近接自治体との協力体制の構築、周辺自治体間、地域間での連携強化を図る必要があるのではないかと考えるが、町の見解を伺います。

(2) 災害協定など非常時の連携について、現在の状況と今後の展望について伺います。

(3) 住民ニーズが多様化・複雑化しており、産官学連携の共同プロジェクトなど、行政と民間が強みを生かし、連携して住民サービスの満足度を向上させることが重要であるとするが、町の見解を伺います。

以上、よろしくお願いします。

◎議長（赤城大地君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

1 番、高久敏明議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第 1 の 2 の（1）についてお答えいたします。

急激な少子高齢化により人口が減少している中で、住民ニーズが多様化・高度化しており、行政サービスの質を持続して提供するためには、自治体を運営する職員に様々な知識の習得や専門性を備えることが求められております。しかしながら、小規模自治体においては、専門的な知識や技術を有する人材を確保することは難しいため、周辺自治体と協力体制を構築し、連携強化を図ることは大変重要であり、業務の効率化と行政サービスの維持につながるものと認識しております。

本町が参画する広域連携の取組の一つとして、両沼地方 7 町村で構成する「両沼地方町村会」や、会津地域 13 市町村と福島県会津管内出先機関で構成する「会津地域課題解決連携推進会議」が設置されております。

両沼地方町村会においては、防災対応の連携に関して協議を進めており、備蓄品の一括管理などについて早期実現を図ってまいります。

また、会津地域課題解決連携推進会議の「会津地域 D X 推進検討会」においては、自治体 D X を推進する市町村職員に対し、必要な知識と技術の習得のため専門家を招いた勉強会や研修会の開催、デジタル分野で人材が不足している町村への実務的な支援が行われております。本町におきましても、この検討会を通して得られた業務改善の手法について、実際の業務に活用しているところであります。

今後も様々な自治体連携の枠組みを活用し、業務の効率化を進め、行政サービスの維持・向上を図ってまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

改めまして、おはようございます。

私からは、今定例会において一般質問、行政 D X について複数の議員の方々からご質問をいただいておりますので、D X における定義と町の基本的な考え方をまずご報告申し上げます。

行政におけます D X につきましては、これまで蓄積しましたデータや A I をはじめとするデジタル技術を活用しまして各種申請書などの窓口業務の効率化を図り、町民サービスの向上につなげていくことはもちろんであります。過疎化が進展する地域において、疎遠となった人と人との交流をデジタル機器を活用し新たなコミュニティーのスタ

イルを構築するものであるという認識をしてございます。

それでは、私から、ご質問の第1の1及び2の（2）と（3）についてお答えします。
初めに、1の（1）についてお答えします。

本庁舎、北庁舎、東分庁舎、南分庁舎と担当部署が分散されていることもあり、関連する行政手続について来庁者の方に複数の窓口を行き来していただいている状況であります。来庁される方々の要件が一つの窓口で完結できる仕組みを構築することは、行政サービスの向上につながる重要な庁舎機能であると認識しております。

町では、令和3年10月より本庁舎1階フロアに総合案内窓口を設置し、来庁される方々の要件を伺い担当課に案内できるよう職員が交代で案内係を務めており、お帰りの際に感謝の言葉をいただくなど一定の効果をj得ているものと感じております。

新庁舎の建設に当たりましては、住民利用の多い部署は1階フロアにまとめ、関連性の高い部署を隣接させることで、ワンフロアで手続が完了できる環境を整備し、住民の皆様の軽減負担を図ってまいりたいと考えております。

次に、（2）についてお答えします。

行政手続のオンライン化としましては、スマートフォンなどを活用し、公共施設の利用予約や申請手続、各種証明書の発行や健診予約などができる仕組みの構築、また、アプリを活用して住民からの問合せに自動で応答するなど、デジタル技術を活用した様々な取組が全国的に進められております。オンラインによる行政手続が可能となれば、窓口へ出向く時間や交通費などのコストが削減でき、役場の開庁時間外においても手続を行うことができることから、平日に役場へ足を運びにくい方や高齢で外出が難しい方など多くの住民の利便性の向上につながると認識しております。

また、これらの取組は、住民サービスの向上だけでなく業務の効率化につながることから、導入に向けて検討してまいります。

次に、（3）についてお答えします。

各地区コミュニティセンターは地域の方々が集い活動する拠点であり、そこで行政手続が行えるようになることは、より住民に近い行政サービス提供の場として意義があるものだと認識しております。コミュニティセンターが地区住民にとって身近な行政拠点となることができれば、住民サービスの向上が図れるとともに、地域における課題や地域づくりの方針、さらには課題解決に向けた方策等について共有化が図られると期待ができます。

デジタル技術の導入により職員の事務負担の軽減を図ることは、地方自治の根幹である、地域住民の方々と直接顔の見える関係で業務に注力することにつながる、これこそがDXの本旨であると考えております。

住民生活と行政サービスの質の向上を図りながら、地域づくり活動や地域課題の解決に向けても積極的に取り組み、「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」を目指してまいります。

次に、2の（2）についてお答えします。

近年、全国各地において地震や集中豪雨など自然災害が頻発化、激甚化しております。

大規模災害が発生するとライフラインが遮断されることが想定されるため、生活必需品を備蓄しておくことが重要であります。

町としましては、被害者の救出や怪我人への対応、避難施設の運営など人的・物的支援が必要であり、町単独で全てに備えることは困難であります。この状況は管内町村も同様であり、町民の命と暮らしを守るためには、近隣市町村との連携はもちろん、民間企業との連携を図ることが重要であると認識しております。

本町では、広域連携として、「両沼地方町村会内町村の災害時相互応援に関する協定書」を平成27年11月2日に両沼地方7町村で締結しており、その中には食料品、飲料水や生活必需品、物資等の提供についても盛り込まれておりますが、全町民を賄えるほどの提供は期待できないことから全会津規模での連携が必要であります。

また、町では23の民間事業者との生活物資や応急対応等の支援協定を締結しておりますが、民間事業者も被災を受け、物流が止まり搬送できないことが考えられるため、備蓄品の安定した確保が課題であります。この課題を解決するため、両沼地方町村会内町村共同で備蓄品を一括管理、一括保管、緊急時の配送を民間事業者と連携して行うことについて同意をいただき、事業の実施に向けて検討を進めております。

今後、両沼町村会だけでなく会津地方振興局の協力を得ながら、管内市町村へ拡大できるよう町として働きかけをしてまいります。

次に、（３）についてお答えします。

住民満足度を向上させるために市町村が連携していくことはもちろん、専門的な知識や技術を有する民間企業や高等教育機関とも連携することは、多様化・複雑化する住民ニーズを解決するために有効な手段であると認識しております。

周辺自治体との連携においては、少子高齢化や人口減少による影響で、今後、本町においても税収の減少とともに職員数の減少は避けられないことから、行政サービスの質の低下を避けるため、市町村における共通業務のテンプレート化による業務改善を図る連携が必要であると考えております。

民間企業との連携においては、日本郵便株式会社と包括連携協定を締結しており、大規模災害発生時の相互協力や高齢者や子供の見守り活動、廃棄物の不法投棄や道路破損に関する情報提供などについて協力をいただいております。

また、明治安田生命保険相互会社とは健康増進に関する連携協定を締結しており、住民の健康づくりに資するため、健康セミナーへの講師派遣や健康測定会の開催などについて協力をいただいております。

高等教育機関との連携においては、福島大学と連携し、政策形成アドバイザーとして川崎興太教授をお招きし、中心市街地活性化について町民の方々を交え検討を進めております。本年2月には、福島大学の学生の協力を得て、中心市街地の空き家・空き店舗調査を実施し、調査結果の町民報告会を開催したところでございます。

今後も、町が直面します課題解決の有効手段である市町村連携や産学官連携について積極的に取り組み、行政サービスを維持・向上させ、住民満足度の向上を図ってまいります。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午前11時15分）

再開を25分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前11時25分）

再質問があればお願いいたします。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

今回の質問につきまして、基本的な行政DXの考え方として、人と人との交流を促進するんだ、その考え方には非常に共感いたします。

今までの科学技術の進歩というのは、どちらかというと我々の労働を軽減する、そういったものに重点を置かれていた。ただ、これからのAIの技術、そういうものはまさに今まで我々の作業と呼ばれるようなものを軽減していく。まさに、今、人口減少していった人と人との間を埋める技術として成熟しているんだろうなというふうに思います。

ある研究結果によると、生成AIの導入によって日本の労働人口の49%が10年から20年以内になくなるんじゃないかというような研究結果もあります。特にこれはホワイトカラーと言われるような職業で顕著でして、まさに事務職とかそういった作業、いわゆる作業と呼ばれるようなもの、事務文書を作るようなもの、そういったものがなくなってくると言われています。

そこで、そういったものを指導していくとかそういった人材、この答弁の中にもありましたが、自治体を運営する職員に様々な知識の習得や専門性を備えることが求められているということで、非常に職員の資質についてもよりトータル的な、総合的な知識が求められてくるんじゃないかと思います。

私は長く行政にいまして、東日本大震災のときも浜通りで復旧事業に長く携わっていましたが、他県から結構な方の応援職員が来られました。私は、違った環境でいろいろなものを見て聞くということが非常に大事なんじゃないかなと思っております。職員研修の方針といいますか、先ほど言った知識の習得に関して人事交流などのそういった方策というのは必要だと思いますし、積極的に進めていくべきではないのかと思いますが、その辺の人事、職員研修の方針とかその辺がございましたらお教え願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

まず、職員の人事交流という部分につきましては、かつては、私もそうでありましたが、県への実務研修ということで派遣をされまして知識を習得していた時代もございましたが、ある一定の時期から職員研修が職員数を急激に減らしてしまったことによってなかなか難しくなっていきました。その中で、技術研修である建設土木に関する研修等につきましても県の機関に派遣していた時期もございましたが、なかなか派遣が難しいというふうな状況でございます。

今現在は、多様化する様々な行政課題に対応するため、一般事務職の中に専門的な知識を持った専門職のような採用を進めてございます。一昨年から社会福祉士を採用しまして、社会福祉業務に専門的に従事していただく職員を3名採用してございます。また、来年度4月1日採用に向けて公安職の採用も進めており、防災、災害に対応する専門的な知識の職員を採用してまいりたいというふうに考えております。

また、防災士の資格を、国家資格であります。国家ではないね。申し訳ありません。防災士の資格を取る研修を、再来週、職員を派遣し、資格の取得に努めてまいりたいというふうに考えております。

様々な職員の知識向上は必要であります。専門分野におけます専門的な知識が必要でありますので、今後、AI、デジタル化についての専門職の採用等についても考えていかなければならないというふうに認識してございます。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

この中の取組としてありましたが、本庁舎1階の総合案内窓口について、これは本当に私、ここに来ましてすごくいい取組だなと思っています。それは、国とか県というのは、かなり専門的な省庁ごとの縦割りの業務をやっている部分が多くて、それはよいことでもあるんですが、全体像が見えない、俯瞰して見るができない。住民からの行政に対する要望というのは常に総合的であります。

例えば、生活に困っているということであれば、教育の問題でもあるし、生活保護の問題でもあるし、ハードの問題でもあるかもしれない。それに柔軟に対応できるというのは、より高度な知識と、人間性というかそういったものも含めた対応が必要となってくる。そういう意味で、市町村の担当している職員というのは非常に大変だなというか、本当にすごいなというふうに私も県職員をやっていると思っていました。

そういった意味で、先ほど言ったように本当に俯瞰できるような総合的な職員を育て

るといいますか、養成できるようなそういったこと、そして、その働いている職員がこの町の役場で働いていることに誇りを持てるような環境をつくってあげれば、おのずと行政サービスがよくなるというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、私は、本当にこういう時代の大きな変革、A I とかデジタル化の流れの中で、やっぱり全国モデルとなるような取組ができて、そしてそれを全国に発信できるような取組ができれば非常に町全体が変わっていくんじゃないかというふうに思っています。

本当に絵空事なことを言いますが、連携とデジタル化の究極の姿の例と思って聞ひてください。

私は、役場職員が、例えば雑貨屋を経営しながらネットでコンサルタント業務みたいなものやって、近所の行政よろず相談も受けて、そこで端末で住民票なんかも出せるようなシステムがある、そんな拠点がいっぱい町の中にあるそんな形、もちろん今の枠組みの中では地方公務員法もありますし、地方自治法もありますし、なかなかそんなことはできない。ただ、もうこれからの人口が少なくなっていく社会の中では官も民もない。その中で我々が豊かに暮らしていくのにはどうすればいいのかというのを考えていかなきゃいけないときに、先ほど最初に言っただやうに、行政サービスというものが一つの単位となつて、どこと連携していくか、どういった枠組みでやっていくかという、そういう時代になるだろうというふうに思っています。

ということで、今、変な例を出しましたが、その辺も含めて、この答弁書の中にもありましたが、直接顔の見える関係で業務に注力することがDXの本質である、私もそこには共感いたします。もう少し深く言うことがあればお願ひします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

役場が様々な業務に携わつて、町民の皆様の相談窓口として機能しているところでございます。しかしながら、役場職員の数に限りもあるという状況の中で、職員は日々業務に追われているところもございします。その中で、やはり私たちは、町民の方々が役場にいらっしやうって様々な相談にいらっしやうところからしか仕事は始まらないんだろうなというような認識でいます。しかしながら、日々の事務的な作業が多くて、そこに向き合う時間がなかなかないというのも現実の状況でございします。

私個人としては、そこに職員が町民の方々と話をしながら様々な課題や悩みなどをお聞きして、それを解決していくために行政ではできない部分を民間の機関と連携していき解決していくという、やっぱりマネジメント機能が大切なのではないのかなというふうに思っています。町民の課題のインプットと解決策のアウトプットが役場の仕事であり、その解決をする現場での様々な活動については、役場だろうが民間だろうが町

全体で解決していくというのが一番のこれからのスタイルなのかなというふうに考えてございます。

この役場の機能としまして、国・県、町という縦割りというか、三重の構造の中で行われる自治の範疇の中での自治事務の中でどう機能していくのかという問題もありますでしょうし、過疎地域におけます町の力、役割を分散していくということもなかなか難しい状況ではありますが、そこでのマネジメント機能を行政が果たしていくというようなことが大切だろうかというふうに思っております。

その中でやはり一番大切なのは、問題を抱える、悩みを抱える町民の方々に何とか解決したい、するんだという職員の思いが一番大切なんではないかなというふうに今のところ考えております。

◎1 番（高久敏明君）

議長、1 番。

◎議長（赤城大地君）

1 番、高久敏明君。

◎1 番（高久敏明君）

本当に職員の思いが大事だということでございます。本当に私も共感するところでございます。

実を言うところのD X、私が最初にこれを取り上げようと思ったときには、実を言うと私の妻は福島に住んでいまして、福島に住んでいる人の住民票や印鑑登録はセブンイレブンですぐ取れるんですね。私のは閉庁時間は取れないということで、住んでいるところによって住民サービスにすごく差があるということに対してちょっとどうなのかなと思ったというところがあります。

ただ、私は、このD Xの本質、ここに答弁にあるとおりなんです。これからのデジタル技術は単にそういう目先の利便性、それも非常に大事なことです、大事なことです、そういったものに流されると、実際導入するのにかかるその研修だとか導入コストだとか、そういったものだけの負担が増えて実際はただ休日に住民票が取れるだけという、非常に本質を逸した政策になってしまうんじゃないかと思っています。

すなわち、人口が減少してくるということは職員も減る、財政状況も厳しくなる、そういった中で私たちがデジタル技術でどういうことができるのかと考えたときに、まさにその作業と呼ばれているようなものを省略して、私が先ほど言ったように町の中でいろんな役割を担えるようなものを一気にできるだけの作業ができる、今では考えられないかもしれないけれども、そういった技術がまさに今のA I 技術だったりする。そして、それはもう日々進歩しているというところで、その時代にやっぱり乗るべきだろうと思います。

若者の出会いの場も、今ほとんどネットでという状況です。だから、私たちもその出会いの場だとか町のにぎわいだとかを考える場合にも、こういった時代の流れをしっかりと捉えた形で一歩先の先進的な手を打つ、そこには我々が人と人とのつながりを大事に

するんだというその哲学、それをしっかり坂下町は持っているんだというのを示すこと、それが私は大事だと思っています。

ということで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（赤城大地君）

ありがとうございます。

これをもって、高久敏明君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、4番、物江政博君、登壇願います。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博君）（登壇）

4番、物江政博でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

町が住民へ情報を提供する方法としましては、町民だよりを含む月に2回の全戸配布の回覧、そして防災行政無線であります。回覧物は、町から委託された駐在員としての区長・自治会長が中心となってその地域の方々が配布に携わっているのが現状ですが、地域によってはなかなかその役員になる方が少なく、人手不足が課題となっています。

一昔であれば、終業時期、つまり退職された方々がその地域の役員となり、スムーズな区・自治会の運営がなされていたと思われます。しかし、昨今の働き方改革により終業の定年時期が引き上げられたため、なかなか地元の役員になる方が少なくなっています。そのため、同じ方が何年も何回も役員となり地域に貢献することになります。このままでは、人口減少と高齢化が進む中で地域の運営がなされるか、運営が滞ること町からの情報が全町民に届くのかと不安を感じます。

また、町防災行政無線であります、タイムリーに、そして緊急時に即時に情報をスピーカーを通して伝達していますが、現状において本当に正確に情報が住民に伝わっているのでしょうか。少し厳しいことを言いますと、防災無線から発せられる音声は、場所によっては一般に言うハウリング現象を起こし聞きづらいところもあり、室内でははっきり内容を把握できないときもあります。このような状況では、災害時において住民に正確な行動、支援ができるのでしょうか。

ここで質問いたします。

第1、危機管理について。

1、区・自治会において。

（1）区・自治会内で役員不足が生じたときの行政の対応を問う。

（2）過去に旧町内の行政区割りの見直しを考えられるか。

（3）ペーパーレス時代を迎えるに当たり、配布物の扱いを問う。

2、会津坂下町防災行政無線について。

(1) 防災行政無線の難聴世帯の対応方法を問う。

次に、第2として、教育行政について伺います。

1、中学校の部活動地域移行について。

(1) 中学校の部活動地域移行の進捗状態を問う。

2、当町のスポーツ施設について。

(1) 坂下高校跡地で、グラウンド以外の施設の活用を問う。

(2) 鶴沼緑地公園にあるスポーツ施設の改修計画を問う。

(3) 旧町内を除く6地区にあるコミュニティセンター附属小学校体育館の活用状況を問う。

以上、壇上よりの質問といたします。

◎議長（赤城大地君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

4番、物江政博議員のおただしのうち、私からはご質問の第1の1についてお答えいたします。

初めに、(1)についてお答えいたします。

区・自治会とは、町内の一定区域に住居を有する住民で組織された団体で、そこに生活する住民自らが安全で安心して暮らせる地域をつくるため、共同活動を行う自治組織であります。

また、区長・自治会長は総会等で地域の中から選出され、区・自治会活動を統括し、その中心となって運営を行う重要な役割を担っております。また、行政区内の問題を解決するために、地域の皆さんの相談や意見を取りまとめ、町やほかの機関へつなぐ窓口としての役割もあります。

区・自治会の役員不足については、少子高齢化や人口減少、定年延長やライフスタイルの多様化により、多くの市町村が抱える重要な課題となっております。町といたしましても、地域づくりの根幹である区・自治会の存続は必要不可欠でありますので、役員不足の対応につきましては、町から依頼している業務の見直しを早急に進め区長・自治会長の方々の負担軽減を図るとともに、区・自治会の実情に合った支援策を検討してまいります。

なお、今月に開催予定の区長・自治会町会役員会におきましても、役員の担い手不足について意見交換を行う予定であります。

次に、(2)についてお答えします。

旧町内の行政区割りの見直しについては、坂下地区・自治会長会の中で話し合いが行わ

れ、調整を図っていただくものと考えております。

町としましては、坂下地区の15自治会について、それぞれに歴史や地縁などのつながりがあることから、現行の行政区割りの維持が大切であると考えております。

次に、（3）についてお答えいたします。

町から区・自治会へ配布する文書については、月2回に分けて実施しておりますが、以前より区長・自治会長の方々から配布回数や文書量の削減を求める声をいただいております。その対応としまして、単独で発行していた文書を定期発行の町広報紙や情報かわら版へ記事をまとめることにより、文書量の削減を行っております。

今後は、町の情報発信についてLINEなどの電子媒体を活用し、配布物の削減に努めてまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

私からは、ご質問の第1の2の（1）についてお答えいたします。

会津坂下町では、災害などの非常時における重要通信を確保し、町内における防災や応急救助、災害復旧に係る業務を遂行するために、行政専用の無線通信システムであるアナログ式の災害行政無線96基を整備し、平成9年8月1日に運用を開始しました。その後、平成25年、26年の2か年間でデジタル式への更新工事を行ったところでございます。

また、平成26年に発生しました只見川流域豪雨の被害等を踏まえ、船渡、片門、洲走、和泉、平井区の146世帯へ戸別受信機を配置したところであります。

現在の防災行政無線は、台風のような風雨を伴う天候の場合や気密性の高い住宅の増加、太陽光発電システムからの不要電波による妨害などにより、屋外スピーカーでは聞き取りにくい課題が発生しております。

また、近年の様々なライフスタイルにより、通常放送や時報に対し「うるさい」などの苦情も発生し、放送の時間帯も考慮しなければならなくなっています。

災害時における住民への確実な情報伝達においては、複数の情報伝達手段を組み合わせることが重要であります。

以上のことを踏まえまして、災害行政無線の更新に向け、難聴世帯の解消のため、戸別受信機の設置や、スマートフォン、タブレットで利用できるアプリを活用したエリアメールなど、複数の情報伝達手段を組み合わせた情報の伝達手法について決定してまいります。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（赤城大地君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

私からは、ご質問の第2の1の（1）についてお答えいたします。

部活動の地域移行につきましては、令和4年度より部活動検討委員会において、生徒にとってよりよいスポーツ環境の在り方や、移行後の地域クラブ活動の運営体制について協議を重ね、本年1月より、剣道競技について、休日を中心にスタートさせております。

また、3月にはスポーツ協会との共催により、地域クラブ活動の指導者となり得る方を対象とした講演会を実施いたしました。今年度に入ってから、4月に地域移行をマネジメントするスポーツスクールの指導者を講師として招き、地域移行の概要説明や、スポーツ指導に当たっての指導者として心がけるべき点などについての研修会を実施いたしました。

また、坂下中学校の全体保護者会において、地域移行を進めていくことについての説明を行ったところであります。

地域クラブ活動については、剣道競技の活動を引き続き地域クラブ活動として行っており、中体連終了後を目途に、バスケットボールや陸上競技について移行への協議を進めているところであります。

移行に当たっては、現在、地域クラブ活動を実施している中で見えてきた課題や改善すべき点として、県中体連要綱が流動的で、指導者の参加資格などが種目によって異なることから、地域クラブと整合性を取る必要があることや、指導者や活動場所の確保などがあります。

今後、保護者や生徒へ趣旨や活動内容について十分な説明を行いながら推進していきたいと考えております。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

私からは、ご質問の第2の2の（1）と（3）についてお答えをいたします。

旧坂下高等学校のグラウンドは、県からの無償貸与により、その維持管理をスポーツクラブバンビィに委託し、令和4年9月からソフトボール専用コートとして活用しておりますが、空き校舎等の利活用は現在検討中であり、現時点では、取得の有無も含め、その利活用方策については決まっておりません。

議員おただしのグラウンド以外のスポーツ施設として利活用化の可能性のある施設と

しては、体育館武道場、テニスコートがございます。体育館は面積が830平米で、坂下南東小学校及び中学校の体育館の半分程度の広さ、武道場は約390平米で中学校武道場と同等の広さを有しており、利活用のニーズはあるものと認識をしております。

しかしながら、旧坂下高等学校については、校舎を含めた全体の利活用計画が求められていること、また、少子高齢化や人口減少、今後の財政規模で町が保有する資産を維持していくことは困難であることから、小・中学校及び各地区コミセン体育館の現有施設の使用状況も勘案しながら慎重に検討をしております。

次に、（３）についてお答えいたします。

コミュニティセンター附属体育館につきましては、スポーツ施設としての役割だけでなく、コミュニティセンター事業や各種団体等の活動、消防団活動を通し、地域住民の健康増進、交流促進、教育及び防災の面でも重要な役割を果たしております。

令和５年度の活用状況につきましては、最も利用頻度の高い施設の利用率は83.1%でありました。また、全体といたしましては、利用団体数は延べ1,568団体、日数をベースとした年間の平均利用率は56.7%となっており、多くの方に利用いただいておりますが、施設によってばらつきが見られるようであります。

今後も、地域の活性化の促進及び各種団体の活動を支援するため、計画的な修繕、保守管理を実施しながら、施設の長寿命化を図ってまいります。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

私からは、ご質問の第２の２の（２）についてお答えいたします。

鶴沼緑地公園につきましては、昭和59年から国庫補助及び町単独事業費により各施設が順次整備され、昭和63年に完成した旧宮川沿いの都市公園であります。完成当時の施設の概要は、テニスコート６面、ソフトボール場１面、多目的広場としてのサッカー場１面、ゲートボール場４面、そのほか子供広場やパズル広場などが整備されたところであります。

公園の供用開始から既に36年が経過し、施設の老朽化が顕著となっております。加えて、利用者の少子高齢化やニーズの多様化などにより、現在の利用状況は整備当初から変化をしております。

議員ご指摘のスポーツ施設改修計画については、現在、具体的な計画はございませんが、令和４年度に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、アフターコロナを見据えてテニスコート１面を改修したところであります。

今後につきましては、引き続き町民ニーズの把握に努めるとともに、テニスコート改修には予算の確保が課題となることから、国の補助制度活用を前提に、関係機関と協議をしながら改修計画を作成してまいります。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため、休議といたします。

（午前11時56分）

再開は午後1時といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時00分）

再質問があればお願いいたします。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博君）

危機管理の1の（1）についての再質問を行います。

行政側の対応ということで伺ったわけなんですけども、実際、地域的に本当に役員が不足となって、その地域が存続できないような立場になったときには、本当に行政側としては職員を導入したり何なりして対応していくかということをお伺いします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

今現在も区長さんを置けないという行政区がございます。その場合においても、区長さんの業務は地域の中で分散して行うということで今現在是对応していただいているところでございます。

その自治組織、いわゆる自治区・自治会の運営そのものに職員を派遣するということとはなかなか難しいことだと思いますが、業務のほうの支援等については積極的に行っていきたいというふうに考えております。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博君）

次に、一応ペーパーレス化ということで文書等の削減を行ったり、LINEなどの電

子媒体を使つての配布みたいなことを考えているみたいなんですけども、次の防災行政無線のところにもあるんですが、スマートフォン、タブレットなどを利用してのエリアの周知というか、そういうように二つ同じような話が出ているんですけども、それの一つにするような考えはないんでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

実際は、今現在、今週のしょうへいなどはSNSを使つて情報発信をしておりますので、町の情報についてはホームページからアプリをダウンロードすれば町の情報が得られるような仕組みは考えていかなければならないというふうに思っております。

なお、防災に関するアプリにつきましては、一方的に情報を送るという機能もやっばりつきますので、その辺については、アプリの中でのすみ分けというのは必要になるかなというふうに考えております。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博君）

ちょっと極端な話をしますけども、西会津で行っているケーブルテレビ、本当に大分前からやっていて、高齢者の健康の管理のためにそれを入れたという話を聞いたことがあるんですけども。ちょっと無理な話という話なんですけど、町としてもそういうふうなことをちょっと検討したことがあるんでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

西会津で行われていますケーブルテレビに関しましては、ちょっと詳細な資料がございませんが、平成10年度から運用を開始していると私は記憶をしております。

西会津におきましては集落がちょっと遠隔で離れているということで、テレビの電波がなかなか受信できない集落において、今で言う光ケーブルを引きまして受信を可能にしたというような歴史がございます。その当時、今で言うBSであったりCS的なものも受信できるようにした経緯がございます。

その時代においてはかなり大胆な試みであり、多額な費用を投じた整備という形で話が上がりましたが、今現在こういう時代を迎えますと結果的に一つの成果のある施策なのかなというふうに考えておりますが、ケーブルテレビを新たに整備するとなればやっぱり多額な費用がかかってしまうということもありますので、今現在、町としましては情報無線については戸別受信機、またはFMを使いましたラジオ放送などについては検討していきたいというふうに考えております。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博君）

第2に行きます。

教育行政の中で中学校の部活の地域移行の件なんですけど、令和7年度までに行えるということで、私の見た目では進んでいないような感じがします。その大きな要因としての、本当にこれだみたいなことがあればちょっとお伺いしたいと思うんですけど。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（赤城大地君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

部活動の地域移行につきましては、ご指摘のとおり、全国的にもなかなか進んでいない部分は多いかと思います。やはり先進的な地域としては大企業があったり大学があったり、いわゆる指導者の確保とか練習場所の確保等ができる場所は比較的進んでおるようですが、やはりどうしても地方のほうではなかなか進みにくい。その中では、やはりその指導者の確保、場所の確保、あとは運営、マネジメントする主体、その辺がうまくまだ発展途上でかみ合わないところいろいろある。そこに最後には子供たちの考え方、学校の考え方、あとは保護者の協力と、様々な要素が絡んでなかなか地方のほうにおいては進みにくいというところがありますが、当町においては少しずつですが、坂下町に合った形での進み具合を目指して進めているところでございますので、皆さんのほうからいろいろご意見なり、あとご提案なりをいただきながら、少しずつ前に進めていきたいというふうに考えています。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博君）

そういうふうに人的なもの、あとは場所的なものということで、前も同じようなことを聞いたことがあるんですけども、それでもって私が今日、質問の中で坂下高校の跡地の利用、または緑地公園のスポーツ施設の改修というようなことでもって出したわけなんですけども、その点に関して、一番最初に坂下高校の跡地は本当にまだまだスポーツ施設として、6地区あるし、コミュニティー施設の体育館を持っていながら、旧坂下町には町民体育館がもうなくなったんですね。それでもって活用ができないと。それを何とかするというふうな気持ちはないでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議員おただしのように、町民体育館がなくなって、やっぱり活動の場所というものが少し制限されているというような現状は理解をしているところであります。坂下高等学校についてはもちろん一部利用というところも考えられるんですが、県としては全体的な利活用計画がまず必要だということになりますので、そういったところ、全体的な計画をもって一部を使うのかどうするのかというところは今後の検討ということになりますが、いずれにしても、昨年、県の支援制度が発表されてからまだあまり時間がたっておりませんので、そういったものの活用も含めて検討すべきことだというふうに思っていますし、現時点では後期基本計画を策定しておりますので、その中で何らかの利活用の方策が見えてくれば、全体的な利活用計画も含めて県との協議を始めたいというふうに思っております。もちろん、それは利用する・しないも含めてということになろうかと思います。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博君）

今、答弁をまとめると、可能性があるのかないのか、どちらでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

可能性としては全然ないわけではないというふうには考えておりますが、繰り返しに

なりますが、全体的な校舎も含めてあの場所をどうするのかという議論の中でやっぱり決定すべきものだというふうに認識をしています。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博君）

教育行政の全体的なことをちょっとお伺いしたいんですけども、昨日の新聞に全国中学校連盟、そっちのほうのあれで9個の競技がなくなると、それによってこれからの子供たちのスポーツに対する環境が少なくなってくる。そうすると、そういう子供たちが大きくなったときに、本当にスポーツというか、それに親しむ人たちが少なくなってくるんじゃないかなと思うんです。今回の部活の地域移行もやっぱり同じようなもので、だんだん狭められているような気がするんですけども、それに対してどうでしょう、教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（赤城大地君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

ご心配、ありがとうございます。

この中学校の部活動の地域移行は、大きな目標の一つに、中学校の生徒数が少なくて、そして自分のやりたい競技がなかなかできない、そういう山間部というか小規模な中学校の子供たちにとって、近隣の中学校でその中学生たちと一緒にできる部活動があれば一緒にやれる機会になるんじゃないかなということで、今、徐々に町村をまたがって活動が少しずつですが広がりを見せているところです。

ただ大事なことは、中学校の部活動移行でいきますと、どうしても保護者にとっては勝つか負けるかということが大事な関心事の一つになってしまいます。でも、目指すところは、スポーツを通して自分の好きな種目に親しんだり、それから関わってくださる指導者とのコミュニケーションというか、人間性のふれあいを通して自分の考え方を深めていったり自分自身の人間性を高めていくところに大きな目標があるのかなと思います。そういう意味で、多くの指導者の方のお力を借りながら部活動を進めていきたい。

さらにもっと広がりを見せれば、中学生だけの地域移行でなくても、同じスポーツをしていれば小学校の5年・6年生辺りから一緒にスポーツに親しんで、そして中学生の競技と一緒にすることによって、将来、先輩になるであろう中学生の姿も実際に見ることができますし、中学生にとっても次に入ってくる児童、後輩に自分の下手なプレーで、下手なというんですかね、ふざけているプレーを見せることはできませんので、そうい

う相乗効果があるのかな。そういうことを通して、単に勝つ・負けるではなくてスポーツに楽しく自分が関わっていく、それが将来、生涯スポーツに結びつくような展開をしていきたいと考えております。

◎議長（赤城大地君）

これをもって、物江政博君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、8番、五十嵐正康君、登壇願います。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）（登壇）

皆様、こんにちは。五十嵐正康であります。私は4年ぶりにこの議会に戻ってまいりまして、一般質問も4年ぶりでございます。ちょっと緊張しておりますので、皆さん、ご了承しながら聞いていただきたいというふうに思います。

それでは、通告の順に従い、質問を行います。

田植も一段落して、我が会津坂下町も新緑の季節を迎えようとしております。世間はインバウンドで過去最高の外国人観光客数を記録したりと景気のよい話が聞こえておりますが、我が会津坂下町はインバウンド景気からは取り残され、コロナ禍から続く物価高騰と人手不足、さらに昨年10月より始まったインボイス制度開始により、出荷する側も仕入れる側も新たな税の負担や手続の煩雑さで地元の競争力がそがれていると言わざるを得ません。

さらに、この6月には定額減税がなされ、雇用者の給与明細にはその詳細を記載しろというようなばかばかしいお触れが出たりと、何とも未来の見えないことに振り回されている感が否めません。

農業においても、コロナ後には米価が高騰してまいりましたが、コロナ以前の米価が下落する時代に導入されました収入減少影響緩和交付金の発動は今年ございません。昨年度までに積み立てた多額の担い手負担分の積立金は、何の役にも立たない積立金となってしまいました。この積立金は、米価が下落している時代には担い手にとってはとても役に立つ制度のように思えましたが、米価が上昇する時代になってみると10ヘクタールごとに担い手は40万からの積立金を余儀なくされるという、担い手の経営の足を引っ張る悪制度にしか思えない状況が生まれております。

50ヘクタール、50町歩を経営する担い手の例を挙げますと、200万からの何の役にも立たない多額の運営資金となるべき現金を1年間眠らせておかねばならないという、担い手の足を引っ張る悪制度になってしまっているのが現状であります。この制度についてはまた別の機会に議論することといたしますが、さきに述べた物価高騰と人材不足は農業の現場においても深刻な問題となっております。

地元の会津坂下町の農家の足を引っ張っている現状がさらにあります。会津坂下町に

においては、1990年代に他地域に先駆けて水田の土地改良事業が行われ、三反田を基本とした水田の区画整理事業が行われました。そこに先駆けて行われたのは、ここ会津坂下町が水田稲作において優れた生産性とブランド力を持っていたからにほかなりません。そのため、ほかでなし得なかったことが先駆けて行われたと私は理解しております。

その後、後を追うように近隣地区で土地改良事業が行われ、今では会津地方全域で土地改良事業が完了した感があります。しかし今になれば、ほかに先じて行われたばかりの弊害も見えてきました。それは、田んぼの面積が今になってみれば三反田という小さな面積になってしまっているということでもあります。最新の土地改良事業の基準は、大区画が100メートル掛ける100メートルの1ヘクタールの水田が基本であります。

現在、担い手は50ヘクタール以上の面積を管理する大規模農家が多数出現しておりますが、一つの田んぼの面積が小さいということは管理する水田の数が増えるということでもあります。他地域では100ヘクタール以上を耕作する大規模な担い手が出現しておりますが、我が町の担い手は既にどこも手いっぱい管理しており、これ以上増やすのは難しいという状況が出てきております。

さらに、後続の土地改良事業では標準となっているパイプラインによる水道自動かん水装置も、坂下町には1か所も存在しないというのが現状であります。そのため夏場の少雨期になると慢性的な水不足に陥る地区が出てきており、これはよその地区の稲作地帯との価格競争、生産競争に当たり致命的なインフラの遅れということになってきております。

そこで、第1の1として、我が町の水田農業インフラの問題をどのように解決していくのかについてをお聞きます。

(1)として、大区画圃場が皆無の会津坂下町の現状をどのように改善していくのかであります。

(2)として、水不足が定常化する中、節水に有効であると言われる自動かん水システム等が全くない会津坂下町の現状についてどのような認識でいるのかについてであります。

次に、2として、将来の人手不足、担い手不足を補う政策についてであります。

町は、スマート農業を推進すべく、第6次振興計画（後期計画）においてスマート農業の推進を掲げておりますが、その計画の内容を拝見させていただきますと、主にドローンによる作業等が主な政策であるというふうに記載されておるようであります。ドローンにおける農作業だけがスマート農業ではないと認識しておるところでございますが、町はどのような切り口でこのスマート農業を町全体の農業者に広げていくのかについてお聞きいたします。

(1)として、将来の人手不足、担い手不足を補う重要な手段であると思われるスマート農業をどのように推進していくのかについてであります。

次に、会津坂下町の米をどのようにブランド化していくのかについてお聞きいたします。

さきにも述べたように、昔から会津坂下町の米は特別な存在でありました。それがほかの地域の新ブランドの出現等により、新興勢力の優生等によりその優位性が勢いがな

くなりつつあります。さらにそこに追い打ちをかけたのが13年前にありました福島原子力事故であります。あれから13年がたち風評と言われるものも和らいできた感がありますが、その間にほかの新興勢力というブランドが群雄割拠の状態となり、我が会津坂下町の米のブランド力はかすんでしまっております。

しかしながら、本来的に水田農業に関しては、地力と風土に優れた我が町では全国に先んじた良品米産地であることには変わりがありません。この会津坂下町産の米を再ブランド化して、農家のために高価格で販売できる後ろ盾をつくるこそ真のブランド化であると考えます。

そこで、次の質問として、3、会津坂下町の米のブランド化について。

(1) 食味コンクール等を積極的に活用したブランド化を推進できないのかについてお聞きいたします。

次に、農業を続けていくために必要なインフラ、バックアップ体制の強化についてをお聞きいたします。とはいっても、なかなかぴんとこない方がおいでになるかもしれないので補足説明をいたしますと、現在は農家が農業を続けていくためには農業機械は必需品であります。農業機械といっても、小さな携帯型の草刈り機から大型のトラクター、コンバイン、倉庫に鎮座する乾燥機、もみすり機、バックメイト、ドローン、耕運機と、ありとあらゆるシーンで機械頼みなのが現代の農業現場であります。

この農業機械のメンテナンスはどこが行っているかというのと、地元の農業機械販売店だったり農協だったりするわけであります。地元の農業機械販売店というのは、主に中小事業者であります。昔から機械屋をやっていたという販売店もあり、我々農家にとっては頼もしい味方であります。

しかしながら、昨年、衝撃的なことが起こりました。ここ会津坂下町に本拠を置く地元の中堅農業販売会社が倒産してしまったのであります。私もそことお付き合いをしていたわけでありまして、非常にショックを受けたわけであります。

最終的には、その後の面倒を農協が引き受けてくれるということになり、何とか我々は難を乗り越えたわけではありますが、今、個人で経営している農業機具販売修理店などはどこも小規模事業者であります。後継者問題を抱えているところもあり、今後、新しく開業する機械屋もないというのが現状であります。我々が頼りにする個人の農機具屋さんは減るばかりと言わざるを得ません。

最終的には農協を頼りにするしかないと思われるのでありますが、その農協も合理化で支店の統廃合等が進み、管理エリアの拡大で、現在、坂下町にある機械センターは手狭、さらに人材の流出などにより自己で販売した機械の整備も完全にこなせていないという問題を抱えているようであります。

これからますます農地の集約化が進み大規模化すれば、専門的な知識を持った技術者を配した組織、仕組みが必要とされるというのは目に見えております。さらに、奥会津、会津西部の農業組織が再編される可能性もある中、将来的にはここ会津坂下町にそれを統括する拠点を整備するのが必要なのは目に見えております。それを、組織的という観点からも、坂下町の地理的要因という観点からも、会津坂下町が率先して農業基盤の支

援をするインフラの整備をしなくてはいけないというような感が私はひしひしと感じているところであります。

そこで、以下のことについて質問をするものであります。

4として、将来の会津西部の農業基盤の確立のために、（１）農協に将来の会津西部の農業基盤の再構築のための提案をしていく必要があるのではないかということについて町の認識を問うであります。

続きまして、我が町のデジタルトランスフォーメーション推進についてお聞きします。

国が進める地方行政のDXについては、町はどのように進めていくのか。これは各地域の行政にとって喫緊の課題であります。

そこで、第2として、会津坂下町の行政建設と行政のDX推進についてを質問いたします。

1としまして、坂下町のDXをいかに推進すべきかについて。

（１）具体的な推進計画を作成するべきであると考えるが、町はどう考えるか。

（２）として、庁舎建設に合わせDX作業を進めるべきであると考えるが、どのような認識でいるのかであります。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

8番、五十嵐正康議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第2の1についてお答えいたします。

少子高齢化や人口減少が進む中、第6次会津坂下町振興計画の基本コンセプトである「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」の実現に向け、住民の利便性向上を図り行政サービスを効率的に提供していくため、DXの推進は重要であると認識しております。

その推進計画についてであります。各方面からの取組を実践し、その効果の検証と見直しを随時行い、取り組んでいく領域の拡大とともに推進計画を策定してまいります。

新庁舎の建設に当たりましては、町民や職員をはじめとする全ての利用者にとって安全で使いやすく、より質の高い住民サービスの提供と、効率的な行政運営を可能とする環境整備が必要であると考えております。来庁された住民の皆様になるべく負担をかけずに手続をしていただくことはもとより、AI技術を最大限に活用し、来庁しなくても行政サービスを受けられる機能や環境について新庁舎の整備構想に盛り込んでまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

私からは、ご質問の第1についてお答えいたします。

初めに、1の（1）についてお答えいたします。

本町農業の現状は、後継者不足による農業従事者の高齢化に加え、農産物価格の低迷や、物価高騰等を要因とした農業所得の減少による将来の農業経営継続への不安感から離農が進行し、担い手農家への農地集積や作業委託が年々増加傾向にあります。さらに、農業者の減少は、農業を介した集落コミュニティの維持にも影響を与えており、集落農業の中心である担い手農家の負担が増加している状況にあります。

担い手農家においては、農地集積に対応するため、機械・設備や施設等の大型化や、独自に畦畔除去による区画拡大を実施し作業の効率化や省力化を進めてきておりますが、「作業の効率化や省力化につながる基盤整備が必要」「スマート農業を進めたいが、現状の区画は狭小で効率が悪い」などの意見をいただいているところであり、さらに作業の効率化や省力化を追求し、持続可能な農業経営を確立するためには、基盤整備は極めて有効な手段の一つであると認識しております。

町では、県や土地改良区等との情報共有を図りながら連携を強化し、近隣自治体での先進事例などを参考に、受益者負担や営農への影響等について調査、研究を重ねてまいります。

次に、（2）についてお答えいたします。

本町農業は水稻栽培を中心とした農業経営が主体であり、米の需給調整においても、米作りにこだわり、「米を作りながら」対応できる取組を推進しております。水稻栽培においてはほとんどが機械化されており労働時間が減少しておりますが、作業時間全体の約30%を占めると言われている水管理作業は町内においても機械化が進んでおらず、高齢農家や広域的に農地集積を進め、圃場が各地区に点在し、かつ、枚数が多い担い手農家にとって大きな負担になっており、今後も進行することが予想される離農の増加による担い手農家への農地集積にも影響を与える大きな課題であると認識しております。

町といたしましては、持続可能な農業経営の確立に向け、省力化につながる取組の一つとして、全国的に導入が拡大しているスマート農業の導入、普及等を推進してまいります。

次に、2の（1）についてお答えいたします。

農業の生産工程においては、ほとんどの作業で機械化されているとはいえ、水稻では播種作業や田植作業、管理作業、園芸作物では摘果作業や収穫作業等、いまだ一部の作

業においては集中的に多くの労働力を必要とする作業が存在しており、農作業における省力化が図られ、労働力不足などの問題解決につながるものとして、全国的にスマート農業の導入が拡大してきております。

本町農業においては、農業従事者の高齢化等を背景とした担い手の減少に加え補助労働力も減少傾向にあり、労働力の確保は本町農業の存続に関わる重要な課題であると認識しております。このような中、本町においては若手農業者を中心にスマート農業が導入されつつありますが、導入費用が高額であること、熟練した操作技術が必要であること、使用条件が地域の実情に合わないなどの問題から、一部農業者での導入にとどまっている現状にあります。

町といたしましては、現在実施している地域計画策定に係る座談会においてもスマート農業導入の必要性や導入への支援要望が多くあることから、スマート農業が本町農業を将来にわたり持続可能な産業として確立する上で重要かつ必要不可欠な手段であると位置づけ、国・県等の事業を活用した導入推進を図るとともに、町独自の導入支援を検討してまいります。

さらに、町内には、農業者同士が連携し、安価で使いやすいスマート農業機器を開発した身近な事例もあることから、今後は地域農業者とともに情報や技術を持ち寄りながらアイデアを出し合えるコミュニティを創設し、坂下オリジナルのスマート農業機器の開発や導入推進に努めてまいります。

次に、3の（1）についてお答えいたします。

米のブランド化とは、他産地と差別化を図り販売競争力を強化する取組であり、水稻を農業経営の大きな柱とする本町農業において、農業所得の確保や担い手農家の育成・確保、さらには地域や農業者の認知度向上につながる有効な手段の一つであると認識しております。

本町は全国屈指の良質米産地ではありますが、現在は会津産米という大きなくりの産地銘柄米として出荷・販売されている状況にあります。

本町産米は、本県のブランド米である「福笑い」と同様に、ブランド化ができるだけの品質を十分備えていると自負しております。そのためには、独自の基準を定め、その基準に基づく徹底した品質管理を行うとともに、町や関係団体等が一丸となって販売促進に取り組み、全国的な知名度を向上させることが必要であると考えております。

議員おただしの「米・食味分析鑑定コンクール」は国内外最大のコンクールであり、本町においては令和4年度に複数の農業者が出品し、1名の農業者が上位入賞を果たし、本町産米の品質に高い評価を得たところであります。コンクールへの出品は、まさにブランド化の必要要素である本町産米の知名度向上につながる大変有効な取組であると考えております。

町といたしましては、令和8年度から3年間、本コンクールが福島県内3地域で開催される予定であり、令和9年度は会津地域での開催が予定されていることから、これまでの出品農家や次世代農業者会等の関係団体と連携を図りながら、本コンクールの活用を含め本町産米のブランド化に積極的に取り組み、農業者のやりがいと生産意欲の向上、

さらには農業所得の向上につなげてまいります。

次に、4の（1）についてお答えいたします。

本町農業は、農地面積や農業従事者数、農産物生産額等から見ましても、紛れもなく会津西部地域農業の中心であり、牽引役でもあると認識しております。町では、農業をさらに魅力とやりがいのある持続可能な産業として確立するため、効率的かつ安定的な農業経営の指針となる「会津坂下町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を基本に農業者や関係団体と連携した取組を展開してまいりました。

J A等の関係団体においても、地域農業の振興・発展という共通認識の下、持続可能な農業基盤の確立に向け、それぞれの役割や得意とする分野の中で最大限の取組を展開していただいております、目標達成のためになくてはならない存在であります。

町といたしましては、今後さらに本町農業の広域的な役割を認識しつつ、情報共有や意見交換を重ね、足並みをそろえながら関係団体等とともに会津西部地域農業の牽引役として、さらなる本町農業の振興・発展を目指してまいります。

◎議長（赤城大地君）

再質問があればお願いいたします。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

順番に行きます。第1の農業に関する施策の水田が小さいという問題であります。

これは、実は前の町長時代に、ある方のコーディネートで農水に坂下の出身の審議官、佐藤さんがおいでになったときに、この件について圃場整備をもう一回できないのかということの相談に行ったという話を聞きました。そのときに、国がほぼ補填するのでやっちはどうかというような話があったという話を聞きました。

ただ、そのときに当時の町長さんが、非常に大規模化して農家の経営が大きくなっていて、非常にその権利が入り組んでいてそれを調整するのがなかなか難しいからという理由で断ってきたという経緯があるという話を聞きました。私は非常にもったいないと思っています。

何でかという、坂下町の以前の農業、耕地整理に当たっては、坂下町だけが農家に賦課金を課して年間1万5,000円くらいで10年ちょっとかけて払わせたという経緯があるんですけども、同じ宮川地区でも新鶴、高田、本郷、あと北部の喜多方圏、あと、その辺り、塩川ですが、あの辺りは農家の負担はないんですよね。土地の道路なんか、農道を造るというのを減歩でみんな賄えるような形をして農家に負担をさせないでやったということがあって、それでも、それをもって一町田対策、それが実現できているというのが近隣の状況であります。

ですので、坂下町がやはりその次にもしやるとすれば、農家に負担をさせないで大区

画をするような、やっぱり国の予算を獲得しながら理解を得ながら進めるということが大事だというふうにまず一つ思います。

そして、その土地の権利が入り組んでいるという話でありますけども、ただ、それは土地の所有の方々が、何十町も持っている方はおいでになりませんので、本当に何反歩くらいの方々から始まってのことだと思いますので、入り組んでいるのは当たり前なんです。でも、そこを何とかしてやらなくちゃいけないというような、やっぱりその方法論をどうするかということが一番の問題だというふうに思います。

私は昨年、中間管理機構の理事長の方とちょっとあるところで席を一緒にすることがあったときに、例えば地区エリア全部で中間管理機構に丸投げして、もう一回、再配分のときに連反化した借地の契約をさせることによって、飛び飛びでやっているような方が連反化したのまとまった地区内での田んぼが集約できると、それをまとめて大区画化するようにすれば非常に負担が少ないんじゃないかというようなことも案として言わせてもらったら、それは可能ですよというような話を受けました。

あと、要は、どのように誰がそのコーディネートをするのという話もありますけども、今はAIの時代ですよ。これから、後でDXの話もしますけども、AIにこれをまとめて集約してみろというような課題を与えて一つのプランを出させることだって可能だというふうに思います。そういう意味で手段はある、予算は国のほうで何とかするというような以前の話があるということであれば、本当に町長の英断だけで何とか前に進めるような気がするんですが、町長、いかがですか。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

結論から申し上げます。私も五十嵐議員の考え方に同じです。

それで、この春も、坂下町には四つの改良区があります。四つの改良区の理事長さん方と懇談をさせていただきました。やっぱり皆さんの声は大区画化、それと用排水のパイプラインというような話になります。そこで、今、次世代農業の、要は若手会なんです、こういう方からも出ているのが、その二つがもちろん問題として今出ています。

それで、先月やっと思って行ってきたばかりなんです、農林省のほうに要望に行っていました。要望の趣旨は宮川ダムの件についてであります、農村整備局長と、そしてまた農村整備部長といろいろ懇談させていただきました。そんな中で私が訴えてきたのは、この二つであります。

ただ、今、国が、議員おただしの、前は受益者負担なくやったところもあります。これは21世紀型という型で、一町にすると、その頃まだ一町という区画整理がなかったんで、一歩を一町にすると受益者負担はないよというようなやり方でやっていたということで、新鶴辺りもはまったところ、また坂下でも広瀬のほうも一部あったかと思います

が、今はそういった21世紀型というより、これがもう標準だというような整備方法で。

そして、私が言うのは、これだけみんな小作で願います、集積が進んで、それでも離農した方もいる、離農したけど地権者としてはあるということで、受益者負担が生じたら誰もこんなのに同意しないよと、だからこれは国策でやってもらうべきだということで言ってます。そういった現場の声をこれから強く発信していかないと、なかなか国のほうでも分かってもらえないのかなと。

そして、先日やっとな農林事務所との懇談もありました。そこでもこの問題について取り上げさせていただきました。行くところ行くところでこういう声を大にして。

そして、またこの間、農業新聞に自民党のある部会から首相のほうに要望が出されました。それは、来年から5年がそういった勝負の年だということで出されましたし、そんなことも踏まえると、ここ5年間くらいで何とかある程度の目安ができてくるのかなと、こんなふうに思いますから、その波から外されないようにして、乗っていかれるようにして、これから行くところ行くところで声を大にしてやっていきたいなと、こんなふうに思って、必ずや実現したいというふうに思っています。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

町長の固い決意を聞きましたので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

ちょっと順番が前後するんですけども、4番について、飛んでお聞きします。

これ、何でこんな話、JA関連の農業基盤を再構築したらどうかみたいな話が出たかといいますか、したかと言いますと、実は私も農業をやっていて、個人で頼んでいる機械屋さんがあります。その機械屋さんにも既に70近いんですね。それで、これから10年後、その機械さんがいなくなったら、どこに頼むと言われたときに思いつかないんですよ。農協しかないのかなという気がしているんですね。そのときに、みんな多分私と同じようなときだと思いますよ。実際に名前を出したらあれなんですけども、緑町にあった農機具屋さんは、一昨年ですか、廃業しました。あと古坂下にも農機具屋さんがありますけれども、この方だってもう50近い年齢ですし、後継者がまだいませんね。高寺にも1軒ございますけれども、そこもやっぱり体を壊して、なかなか自由は利かないけれども、社長さんが頑張っているというような状況であります。

そういった中で長期的に坂下に住む農家が、そういう万が一のときに頼れる組織が坂下に農協しかいなくなってしまうときに、現状のままでは農協さん手が回らないという状況になるんだというふうに私は思います。農協も広域化しています。坂下の農機センターには、新鶴、若松、柳津、三島からも西会津からも機械が入っていますので。それが今のところでも将来的にやり切れるのかという問題なんです。

ですので、やはりこれ農協さんに任せて「ここ、やってくださいよ」ではなく、町の

ほうで手を差し伸べて、こういう施策と一緒にやるから、ここに会津西部の農業拠点を
つくってくれないかというような提案をすべきだというふうに私は思うんですけども、
再度、その件についてお聞きします。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

そういった農業機械の問題については常日頃から耳にしておりますし、議員の口から
も、あるいはほかの農業者の方々からも、やっぱりそれを危惧する声というのはいただ
いております。

議員おただしのとおり、やはり農協という組織がＪＡが中心になってくるのかなとい
うふうに我々もそのように考えているところはございまして、これ、やっぱり組織とし
て、町からこういうのを危惧されるけれども、そういった担う機関、施設として一緒に
考えていきたいと思いますというようなご提案を、まずさせていただきながらお話を進めてま
いりたいなというふうに感じたところです。

◎８番（五十嵐正康君）

議長、８番。

◎議長（赤城大地君）

８番、五十嵐正康君。

◎８番（五十嵐正康君）

本当にそういう坂下町の農業を将来どうするかということについて、皆さんをはじめ
いろんな心配をしながら、いろんな案を出しながら考えているということは事実なんで
すよね。ですので、私はこの行き当たりばったり、坂下の農業を将来こうしたい、ああ
したいではなくて、やはり坂下町に将来地域の会津西部の拠点として、どういう農業基
盤をつくっていくか、どういう農業者を育てていくかということについて、坂下町独自
の農業振興計画くらいのことはつくってもいいなというふうに思うんですけども、課
長、いかがですか。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

会津坂下町としての農業をということであれば、様々な構想であったり、小さな個別
の計画というのは存在しますが、やはり会津西部の中核といいますか、中心として、こ

の地域の農業をどうしていくのかという視点での、そういった構想というのは今のところございませんので、そういったことも視野に入れて、会津坂下町がこの西部でどういう役割を担っているのかということを考えて検討してまいりたいなというふうに思います。

◎ 8 番（五十嵐正康君）

議長、8 番。

◎議長（赤城大地君）

8 番、五十嵐正康君。

◎ 8 番（五十嵐正康君）

次に進みます。

2 番の（1）について、スマート農業についてでありますけども。実際に私も、誰とは言えませんが、非常に安価で本当にハウス、遠隔装置で開けるとか、かん水を、本当に既存のアプリと数千円のホームセンターで売っている資材で作ってしまったという方を存じ上げております。ただ、そういう話をする、皆さん多分やりたいというふうに思うと思うんですよ。ただ、誰に聞いたらいいの、どうやったらいいのということが分からないというのが現状です。ですから、先ほどの課長が答弁でお答えになったそういう仕組みを坂下町でつくっていききたいというのは、非常に重要な提案だなというふうに私は聞いておりました。

ただ、誰がやるかということなんです。課長さんがやるのか、班長さんがやるのか、係長さんがやるのか。それとも作った農家がやるのか。ただ、その作った農家に聞きに来られても、非常に仕事にならずに迷惑ばかりかけるなというふうに私は思います。

なので、一つの提案です。例えばそこに人材を配置する。どういう人材かと言えば、例えば、今、国で政策として持っている地域おこし協力隊、そういうような人材を充てて、そういう仕事に充てさせるということも一つの案だというふうにも思うんですけれども。それによっていろんな方が連携しながら、やりたい人がそこに行けば、そういう実現のための手段、プロセスを教えてくれる。先ほどいろんな技術開発みたいな話もありましたが、スマート農業的なことで、自動かん水のための、止水のための遠隔操作みたいなもの、もしかしたらそこで案が出てできるかもしれない。そういうようなのを取組の一つとして、そういう人材が一番重要なポイントですので、地域おこし協力隊的な人材の投入はいかがでしょうか。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

ありがとうございます。町としましては、やはりまずは今、一番振興計画の後期の案

なんかもやり取りしている相手方である次世代農業者会という若手の方々の会がございます。スマート農業等々にも非常に興味を持っていますし、新しい品種への挑戦であるとか、様々なことで活発に活動していますので、この件につきましても、私たちとしては、まずその次世代農業者会の諸君らにお話をして、ご意見をいただいたり、興味があるとか、進めましょうというようなご意見も恐らく出るとは思うんですけども。そういった中で、ある程度イメージを持った中で、その手段として、今ご提案があった地域づくり協力隊の活用であったり、どのようなプラットフォーム的なものをつくって、オンライン上で自由に、若者ですので、やり取りできるような構想ですとか、そういったものをもう少し輪郭をはっきりさせた状態で具体的に進み始めたいなというふうに現段階では考えております。

◎ 8 番（五十嵐正康君）

議長、8 番。

◎議長（赤城大地君）

8 番、五十嵐正康君。

◎ 8 番（五十嵐正康君）

本当にそういう何をやるにもやっぱり人、人材が一番キーポイントでありますので、そういうような視点に立った取組、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは、3の坂下町、米のブランド化についてに移ります。

ブランド化といいますと、一番私たち身近に知っているのは、福島県の清酒のブランド化だというふうに思います。昔は私も酒屋をやっていたものですから、昔は福島県の酒というと、何かぱっとしないというような部分があったんですよ、正直な話。

ところがやはりそういうような、福島県のハイテクプラザの支援だったり、いろんな方の尽力で、十何年連続日本酒コンクール、鑑評会に入賞、日本一みたいなことがずっと続きました。それが毎年毎年そういうことが続いて、それが全国に知れ渡ったおかげで、会津、福島県のお酒、非常にブランド力が上がったんですよ。

それで、逆に坂下町にも酒屋さん3軒ありますけれども、その酒屋1軒は本当に幻の酒的な部分にもなっていますし、非常に入手困難な酒屋さんも何軒も出てきているというような状況でありますので、このブランド化で米の品種コンクールに毎年出して、定期的に数名の農家さんが毎年毎年入賞して、コンクールに入賞するよということの実績をつくるということが非常に坂下町の米のブランド化にはプラスになると。実際に天栄村辺りは非常にとんでもない値段で売っている農家が出てきておりますよね。

そういう意味では、ここに予算をかける価値があるというふうに私は思います。なので、仕組みをつくって支援するのではなくて、予算を出して出品のために補助をするとか、そういうような踏み込んだ施策をすべきというふうに、してもいいというふうに私は思うんですよ。その辺、いかがですか。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

この食味のコンクールにつきましては、先ほど申し上げたとおりで、実際に上位入賞なされた方もいらっしゃる。ただ、この取組は一部の農業者の方々、あるいは法人の方のお力でおやりになっているという部分でございます。この上位入賞には私たちも大変驚いたところであり、誇りに思ったところでございます。

どのような形で町が支援なりしていけばいいのか。実際に出品なさる農業者の方々のモチベーションだったり、こういった助けがあれば取り組みやすいよねというようなご意見もちゃんとお聞きしながら、その辺やり方を研究させてもらいたいと思います。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

出せ出せといっても、なかなか出さないというのが農家の現状だというように思いますので、その辺は今既に取り組んでいる民間の方々と連携しながら、より多くの農家の方が出せると、出したいというような環境づくりをしていていただきたいというふうに思います。

それでは、大きな第2に移ります。

D Xでありますけれども、先ほど同僚議員も質問した内容でありますけれども、D X、総務省の何をすべきかというようなガイドラインを見ますと、6つあるんです。

1つ目は自治体の情報システムの標準化、共通化。2番目、マイナンバーカードの普及促進。3番目として、自治体の行政手続のオンライン化。4番目、自治体のR P Aの利用促進。5番目にテレワークの推進。6番目にセキュリティ対策の強化、徹底というような6つの指針が出ております。何だか分からないですね。誰も分からないんですよ。何をどういうふうにしてD Xを進めていいか分からないんですよ。具体的にどういうシーンで、どういう業務を、どういうふうにして進めたらいいのか分からない。だから、地方の行政の自治体のD X、なかなか進まないんですよ。

近隣の事例で、今年ですか、磐梯町、磐梯町の副町長は2人制になりましたよね。副町長2人制になって、1人は今までと同じ既存の副町長の業務をします。もう一人の副町長さんは行政のD Xを進めるための担当の司令塔なんですよ。それが評価されたかどうか分かりませんが、磐梯町、会津地方で4件、消滅可能性自治体から名前が外れました。それが評価されたかどうか分からないんですけども、そういうことがある意味、若い女性というキーワードを出したそうですけども、そういう方に評価されている可能性はありますよね。そして、昭和村ですか、昭和村。去年、おとしですか、日本で最

先端の田舎、ここもなぜか子供の数は増えていますね。

ですから、そのD Xというのが、業務をデジタル化することだけじゃなくて、それをすると表明することによって、町と行政のブランド力を上げるということにつながっているような気がするんですよ。ですので、それをいつやるかということも問題ですし、一番肝心なのは、いかにして進めるかということだということのように思うんですけれども、その辺はどう考えます。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議員おただしのとおり、このデジタル化への対応についてはなかなか、末端の自治体ではなかなか厳しい、難しい部分がございます。マイナンバーカードにしても、デジタルの共通様式にしても、これが会津管内であったり県統一化、住民票等々については国の画一化の統一化という形で徐々に進んでいるところがございます。

坂下町については、このD Xの問題を、いわゆる今現在行っています事務作業の中で、少しでも効率的にしていく、やりやすくしていくという視点から、一つ一つ積み上げていこうかなというふうに考えております。これは卵が先か鶏が先かという部分ではありますが、今現在必要なのは職員一人一人が少し業務改善に取り組んだら、やりやすくなったよね、少し楽になったよねというところを一つでも多く積み上げていこうかなというふうに考えております。

また、国が示しますD X推進の方策については、これは専門的な知識が必要であります。議員おただしのとおり、磐梯町であったり、西会津町であったり、そのD Xを推進する担当を委嘱という形であったり採用という形で進めているところもあったり、そこに、柳津も、それを推進していくという形になっていますが、坂下町におきましては、それらの動きも必要かというふうに思いますが、今現在は職員の業務の中で改善できるところ、今まで何十年も同じようなやり方をやってきたところの見直しをしていくというところに重きを置きまして、今現在、班長会と係長会の中で作業の洗い出しと今年度の着手の道筋について検討しているところでございます。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

恐らくよその自治体もみんな同じような取組の中で、日進月歩というか、本当に亀の競争みたいな形でやっているところがほぼで、ただそうでない、表明してやる気を見せ

たところが目立って評価されているというような部分だというふうに思います。

でも、やはり坂下町は目立たないと私はしょうがないと思いますね。ですので、これいつやるかということなんですけれども、やはり今この坂下町、役場庁舎建設を控えて、今これからやろうとしているところで、一緒にDX、デジタルトランスフォーメーションの取組をいかに進めるかということも同時並行してやるべきだなというふうに私は思うんですよ。今、庁舎建設課、例えば3名体制で動いておりますけれども、ここをもっと強化して庁舎建設デジタルトランスフォーメーション推進本部的なものに位上げして、格上げして、どんどんどんどん推進するということを明言すれば、多分坂下町の評価は上がりますよ。今そういう非常にいいチャンスだというふうに思います。

なので、そのくらいの気合を入れて、やっぱりこれから取り組むべきだし、取り組む価値があると私は思うんですけれども、いかがですか。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（赤城大地君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良君）

貴重なご意見を大変ありがとうございます。いろんな形で庁舎の整備方針等々につきましては、今現在作業を進めている中で、やっぱりデジタル化、ワンフロア化も含めて、また窓口の一本化も含めて、様々な視点で検討していかなければいけないかなというふうには考えております。様々なご意見をお伺いしながら、これからよりよい庁舎整備の方針が立てられるように、各方面からのご意見を聞きながら進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

また、磐梯町の例を出して申し訳ないんですけど、磐梯町の地域おこし協力隊、そういう地域のそういう取組の中で来ているそうであります。そして、話を聞くとところによると、磐梯町の地域おこし協力隊の1名の方は、東京、首都圏で会社を経営している方なんだそうです。そういう方が来て、地域おこし協力隊の会員になって、これから何するのと聞いたら、そういうテレワークセンターみたいなところがあるらしいんですけども、そこに行って東京都の本社での会議をするんだと。そういうような人材も投入しているというようにところで、やはりそういう方が興味を持って、そこの町に来て活動していると。そういう魅力が何かしらあるんですよね。ですから坂下町も、これからそういうような意思を表示しながら、そういう坂下町はこういう意思表示をすることによっ

て魅力があるんだよというような、そういうこともやはり一つの手段として必要だと思いますので、参考程度にしかないかもしれませんが、その辺は本当にいろんな事例を研究しながら進めていただきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

以上をもって質問を終結いたします。

◎議長（赤城大地君）

これをもって、五十嵐正康君の一般質問を終結いたします。

休憩のため休議といたします。

（午後 2 時02分）

再開は 2 時10分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 2 時10分）

次に、通告により、3 番、目黒克博君、登壇願います。

◎3 番（目黒克博君）

議長、3 番。

◎議長（赤城大地君）

3 番、目黒克博君。

◎3 番（目黒克博君）（登壇）

3 番、目黒克博でございます。通告に従い一般質問を行います。

このたびの通告内容は、町議会議員一般選挙の投票に関する質問、あと、町消防団の今後の運営の在り方についての質問であります。

まず第 1、町議会議員一般選挙の投票率についてですが、過去の執行年投票率と比べてみますと、平成 4 年から今年度 6 年度までは減少が見られます。ちなみに令和 2 年の投票率と今年の 6 年の投票率を比べ比較しましても、5.39% 下回った数値でありました。選挙は、私たち住民の意向を暮らしに反映していく、その大変重要なものであります。今後この投票率を上げるための対策をどうするかを質問いたします。

当町選挙投票に関する改善策について。

1 つ、有権者の年齢別投票率の現状を伺います。

2 つ、近年投票率が下がっている理由とその対策について伺います。

3、高齢者、障がい者に優しい投票所の改善及びその対策についてお伺いいたします。第 2 の質問になります。

当町の消防団についての質問に関しては過去何度かしてまいりました。少子高齢化による人口減少と社会環境変化の中で今消防団が活動しなければならないこの現在、今後の消防団の運営方法についての質問となります。

第 2、未来の当町の消防団はどうあるべきなのか、どうすべきなのか。

1、人口減少と社会環境の変化が著しく進む中、消防機能をどう維持していくのかについて伺います。

2、年間行事などの負担軽減について伺います。

3、分団内の統廃合について伺います。

4、今後の持続可能な消防団体制の確立と総合的な地域防災力の役割拡大について伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

◎議長（赤城大地君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

3番、目黒克博議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第2の4についてお答えいたします。

消防団は消防組織法により市町村に設置が義務づけられており、非常勤特別職の地方公務員として火災や水害などの災害発生時に対応する地域における消防防災の中核的存在であります。近年、全国的に大きな災害が頻発する中、消防団の役割はますます重要になっています。

本町の消防団は、地区ごとに分かれ7つの分団があり、消防車両22台、可搬消防ポンプ54台を配備し、本年度は団長以下449名が在籍しておりますが、条例定数500名に対して51名の欠員となっております。災害等が発生した際に迅速に対応する体制の維持は不可欠であり、限られた人材・資機材を有効活用し、消防力の確保をすることは大変重要となっております。

平成25年に施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」では、地域防災力とは、住民や団体、公共機関が行う防災活動の役割分担や相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災体制とされています。この地域における防災体制を強化するためには、消防団の強化や住民の防災に関する意識の向上、防災活動への参加促進、自主防災組織の設立を促していかなければなりません。持続可能な消防団体制を確立するため、団員にかかる負担を軽減するためにも、災害時にのみ出動する機能別消防団の導入や消防団の在り方について検討してまいります。あわせて、消防団員の大多数を被雇用者が占めていることから、消防団への理解と協力を得られるよう事業所への訪問・PRを行い、新入団員の確保や災害時の出動しやすい体制を整えてまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

私からは、ご質問の第1及び第2の1から3についてお答えします。

初めに、第1の1についてお答えします。

選挙は、住民の意思を自らの暮らしや社会に反映していくためには重要なものであります。過日行われました会津坂下町議会議員一般選挙における全体の投票率は57.57%であり、前回の町議会議員一般選挙と比較し5.35ポイント下落しております。

年代別の投票率としましては、10代が42.31%、20代が32.00%、30代が42.25%、40代が49.91%、50代が59.05%、60代が72.65%、70代が76.36%、80代が57.69%、90代以上が22.67%であります。50代から80代にかけての投票率は50%を上回っておりますが、それ以外の年代の投票率が50%を下回る結果となっております。

次に、2についてお答えいたします。

近年執行された選挙の投票率であります。本年3月執行の町議会議員一般選挙が57.57%、令和5年11月執行の福島県議会議員一般選挙が59.85%、令和4年10月執行の福島県知事選挙が52.15%、同年7月執行の参議院議員通常選挙が59.71%、令和3年10月執行の衆議院議員総選挙が65.18%であります。

本年3月執行の町議会議員一般選挙におきましては、前回選挙と比較し、特に40代が8.21ポイントの下落、50代が9.52ポイントの下落など、働き盛り世代の町政に対する関心の低下が考えられます。その対策として、選挙及び町政への関心を高めてもらうために広報紙やSNSを活用した広報活動の拡充と、仕事の帰りでも投票できます期日前投票の利用を促進してまいります。

次に、3についてお答えいたします。

高齢者や障がい者の方が投票しやすい環境整備として、町内の16か所の投票所において、段差を解消するためのスロープの設置、また車椅子の配備や車椅子用記載台の配置によるバリアフリー化が必要であると考えております。次の選挙までに対応するため、早急に全ての投票所の不備な箇所について確認作業を行い、施設改修や備品購入に着手してまいります。また、運転免許証を返納された高齢者を含む移動手段が限られる町民の方々に対しては、期日前投票期間中に集落を巡回して身近な場所で投票が可能な移動式期日前投票の導入について検討してまいります。

次に、第2の1から3についてお答えします。

人口減少や高齢化の進展など社会情勢が変化する中、消防団員の就業形態の変化、地域コミュニティに対する住民意識の希薄化など、消防団を取り巻く環境は大きく変化しています。また、従来の消火・救助活動に加え、住民の避難誘導や避難所運営支援など、消防団に求められる役割は多様化しております。団員の多くが時間的に自由の利く

商業や農業などの自営業者であった時代とは変わり、被雇用者が多数を占める現代においては、組織や体制に多くの課題がある現状であります。

このような状況から、平成18年度に団員定数を600名から550名に、平成30年に500名に改正したところであります。しかし、消防団が即時対応力などの特性を発揮していくには、地域の実情に応じた適正な団員数の確保が必要であることから、任用条件を「会津坂下町に住所を有する満18歳以上の者」から「会津坂下町に住所を有する、もしくは勤務する者又は会津坂下町の近隣に居住し、消防団活動を行うことができると認められる満18歳以上の者」に改正し、幅広く団員確保を図ってきたところであります。

本年4月に消防団員に向けたアンケートを実施したところ、約7割の団員から回答があり、回答者の多くが「団員確保が難しい」、また「休日などに行っている行事が負担になっている」「消防団活動の知識・技術が不足している」と回答しております。

議員ご指摘のとおり、行事等が負担になっている一方、知識・技術不足を不安に感じている団員も多くいるため、式典の縮小と災害時に必要となる知識や技術を習得するための訓練を併せて検討してまいります。また、団員不足により出動できないようなことがないように、班域の見直しや災害時のみに出動する機能別消防団員の導入など、出動しやすい体制を検討し消防団活動を維持してまいります。

◎議長（赤城大地君）

再質問があればお願いします。

◎3番（目黒克博君）

議長、3番。

◎議長（赤城大地君）

3番、目黒克博君。

◎3番（目黒克博君）

順を追って質問させていただきます。

第1に挙げました選挙の投票の改善策についてでございます。1番の有権者の年齢別投票率の現状を伺うということですが、私的にまとめてみたんですが、やはり答弁にもありましたとおりでございます。それで、なぜか10代が多いと。10代が42%、20代が32%、30代が42%、40代が49%、50%を下回っておりますが、20代よりも10代のほうが投票率が多いということですが、働き盛りというか若者に対しての選挙、町政に対しての意識の低さなのかなというところもありますが、これをもっと上げるためにということで今質問をさせていただくんですが、これ、分析して質問させていただきたいと思います。

今、学生、高校生ですね。高校生18歳から投票権が得られました。5年前でしたか、20歳から18歳になったということでありまして、当時私が聞いた記憶でございますと、18歳という記念日に投票するという声も聞かれておりました。それだけなのかなというふうに私は思っていたんですが、やはりある一部では町政に関心を持っている学生の方もいらっしゃると思います。

そこで一つ質問になります。学校で町政に関しての意識を高めていただくというような道筋を引いてもらうために、学校の中でそういう授業というものをやっているのか、いないのか。もしやっていなければ、そんな形で授業のほうを開催していただければという話になるんですが、その辺の質問、教育長、お願いします。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（赤城大地君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

小学校においては、学級会の活動がありまして、そこで自分たちの学校生活の中で、または学級の日常的な生活の中で、みんなで話し合ったほうがいいものとか課題とか、または集会活動をこのようにやったらいいんじゃないかとかという提案をして、そして自分たちで議長を決めて、そして書記を出して、話し合いをして、その話し合いの中で少数の意見も尊重しながら最終的には多数決でという形になってしまう場合もあるんですが、そのような活動を通して、選挙に結びつくかどうかは直接あれなんですけど、自分たちの生活に関心を持つ、関わりを持つということに対しての意識を育てています。

また中学校においては、生徒会活動、特に役員を選出するときなど実際に選挙という形を取りながら、自分たちの主張をしながら、よりよい学校生活をするための活動をしております。

小学校、中学校において、特に大事なことは自分の今の生活の中で疑問を持つこと、そして調べること、そして自分事としてやはり判断をして、そして自分の判断力を育てながら生活をしていく、決断をするということが大事だと思います。そのために子供たちに期待していることは、自分が知識理解だけじゃなくて、実際に農業をするのであれば農業に携わる方と一緒に体験をする。商業であれば商業に携わっている方からお話を聞く。そして中学生に関してはボランティア活動として、いろいろな方との話し合いをしていく。そのことによって自分の経験値を増やしながら適切な判断をできるような、そういう力を備えていくことが大事なかと考えております。

以上です。

◎3番（目黒克博君）

議長、3番。

◎議長（赤城大地君）

3番、目黒克博君。

◎3番（目黒克博君）

全く私も同感するところでございます。やはり小さい頃からの意識づけというのは本当に大事だと思いますし、家庭の中でも、もちろん大事だというふうに私は感じております。小さい頃かしつけは3歳までだとかいう話を私も聞いておりますが、3歳から

町政のことを話すわけにもいけないので、そういう意識を持って子供たちに接していただきたいなというふうな私の思いでございます。どうぞ今後もよろしくお願いしたいと思います。

2番に行きます。近年の投票率が下がっている理由と対策についてということで伺います。

今、答弁でもいただいたように、まさしくそのとおりだというふうに私は感じておりました。やはり住民の意識低下もあることだし、それは我々にも責任があるのかなと。要するに私たち議員、職員もさりながら、町民と接する時間も少ないし、その辺で相談相手になれないでいるのかな。聞く耳も、やっぱりそこに届いて行かないのかなというふうに私なりに感じているところなので、それも踏まえて答弁の内容と同様、今後精進したいなというふうに思っております。

3番に行きます。高齢者、障がい者に優しい投票所の改善及び対策についてでございます。

これも答弁にございました、要するに内容で私も同意させていただきます。先日ですが、先日というか選挙、投票が終わってからの話です。町内のある高齢者の方の実話のお話をさせていただきます。ばあちゃん、選挙行ってもらったという話から始まったんですけども、いや俺、足が痛くて投票所に行かねがった、というお話をいただきました。

投票の方法については、様々な投票方法があります。しかし高齢者の方にはなかなか周知されない面が現状というふうに感じました。そこで、いろんな町としては方法を取っていただいているにもかかわらず、やはり高齢者に関しては、それに伴った行動ができないでいらったということで、すごく残念な思いで私は帰ってきました。1票の重みというのは、やはり我々議員でないと分からないのかなというところもありますが、まずはこの1票の重みも踏まえながら、町の行政に、その住民の方の思いをその1票に託す。それが本来の意味であると私は思っています。

そこで、先ほど答弁にありました移動式投票所の導入ということで、二、三質問させていただきます。

前回の全協でもお話いただきましたが、ちょっと私は調べてみたんですが、県内で移動投票をやったと、やっているというふうに表示しているのが、県内で4か所ありました。4市町村ありました。田村市、南相馬市、下郷町、あと近隣の柳津町であります。これ、やはりいろんな理由がありまして、南相馬市なんかは高校生が政治や選挙への関心を向ける機会をつくりたいということで始まったそうでございます。近隣の柳津町に関しては、やはり奥型式というか奥が深いということもありまして、また高齢者も多いということで移動式にするという形を取ったらしいですが、その詳細は詳しくは調べていないんですが、よく分かりませんが。

本当にいい、そういう高齢者また障がい者の方に対しては本当にいい施策だと思っていますので、これをするために、やはり町としていろんな条件、その移動式をするに当たってのいろんな条件があると思うんですけど、これ、説明できますか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

条件というものに関しては、基本的に全集落を回る形式が一番いいだろうというふうに考えております。坂下以外であれば、投票所が地区で2か所ないしは3か所ということで、自分の集落にない、投票所がない地区と、あと自分の集落に投票所がある地区ということでまちまちでありますけれども、全ての集落を期日前の期間中に2度ないし3度、期日を決めて、時間も決めて、回って投票をしていただくという形が一番いいのであろうというふうに考えておりますので、そこでやれる方はこういう方ですとか、やれる地区はここに限りますということではなくて、基本的に投票所がそこに行って、そこでどなたでも投票できるという仕組みが目指すところではないかなというふうに考えております。これは今後導入に当たっては、公職選挙法上の適用内という形なろうかというふうに思いますが、町としての基本姿勢は無条件で投票ができる形を目指していきたいというふうに考えております。

◎3番（目黒克博君）

議長、3番。

◎議長（赤城大地君）

3番、目黒克博君。

◎3番（目黒克博君）

検討しているということでお聞きしました。できる限り次回の選挙、町長選挙もあることです。それに向かってやっていただきたいというふうに強く思っております。

私がこの投票に関して言いたいところはそこでした。よろしくお願い申し上げます。

第2の質問に入ります。

未来の当町の消防団はどうあるべきか、またどうすべきかというものの質問に関して。1番に関して、人口減少、社会環境の変化が著しく進む中、消防機能をどう維持していくのかについて伺いたいと思いますが、その前にいろんな方から、今、矛盾した質問を受けてまいりました。我々消防団経験者にとっては当たり前のことなんですが、それが当たり前でないような質問が参ってきました。それは消防団とは何なのという質問であります。消防団とは何か。これ、先ほど答弁でもいただきました。まさしくそのとおりでございます。

ちょっと復習させていただきますと、消防組織法に基づいた、それぞれ市町村に配置される消防機能であるということから始まります。また地域住民の身体、生命、財産を災害から守るために活動すると、これが大事だと思っていますし、それに加え、住民の安心安全を守る重要な役割を担う機関として位置づけられております。しかし、近年で

は、消防団は消火活動のみならず、地震、風水害等の多数の動員を必要とする大規模災害時の救助、救出活動はもちろん、避難誘導、火災防護活動など非常に重要な役割を果たしているということでもあります。

その説明をしたところ、その方に、それは地元の消防団ばかりではできないんじゃないかという話が返ってきました。そこで話が続きます。そこで自主防災が出てくるんですね。それは後に置きまして、消防団の団員数が減少している。私が現役の頃は団が600名でした。それから、その当時私のときに50名を削減いたしました。その後、新たに団員数を500名に改正されました。しかし、今現在の定数に対して答弁の中では51名が欠員しているという現状だそうで、今確認をさせていただきました。歯止めが効かないといっても仕方がないと思います。

そんな中で、やっぱり人口減少、高齢化、社会状況の変化、いろんなものが付きまっております。団員の生活及び仕事関係、昔から見ると変化している最中でございます。そんな中、町としては様々な方法で団員確保を図っていただいております。しかし未来を想定したときに、5年10年先、まだ消防団員確保をちょっと解決できない。その対策が必要だというふうに思われますが、それに対して町はどんな対応をされていくのかという質問をさせていただきます。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

なかなか大変難しい質問でございますが、大変重要なことでもございます。先ほどの答弁にもあったとおり、消防団員の全消防団員にアンケートをさせていただいたところ、やっぱりざっくり言うと、面倒くさいというような回答もたくさんいただきました。比較的消防団員になって日が浅い、年数が浅い方々のほうが、そのような意見が多いかなというのが実感であります。消防団の活動のある程度やられた方々、ベテランではないですが、中堅の消防団員のほうは、この技術の習得や、いざ災害時に自分たちが何をしていけばいいのか、何を備えていけばいいのか不安だ、というような意見が多いかなというふうに思っております。

やっぱり消防団の活動というのは、地域から選ばれて、地域の安全安心を守っていく最前線で活躍している誇り高い業務であるというふうに思っておりますので、消防団員の方々が、その誇りを感じられるような場面をいっぱいつくっていくことが大切なんではないかなというふうに考えております。

今現在、消防団の行事、この4月、5月と、また6月も支部大会等があつて、なかなか大変な時期が続きますが、合わせてできる行事については合わせて行って、空いた時間を訓練であつたりとか消防団同士のコミュニケーションの場として設定していくことも必要であるというふうに考えておりますし、町としましても、消防団の活動が町を

支える尊いものであるということで、町の広報であったりSNSでもいっぱい取り上げていきたいというふうに思っております。地域の方々から消防団の方々に対して、頑張っているねというお声がけがいただけるような雰囲気づくりなども、今後必要なのではないかなというふうに思っております。

◎3番（目黒克博君）

議長、3番。

◎議長（赤城大地君）

3番、目黒克博君。

◎3番（目黒克博君）

まさしくそのとおりだとそのとおりだと私も感じております。

2番の質問をさせていただきます。年間行事などの負担軽減についてを伺いたいと思います。

私、会津若松消防団の幹部の方と接触を多くさせていただいております。その中で、先日こんな質問をいたしました。我が当消防団でも、団員からのいろんな質問をさせていただいた中、こういう回答がありましたという質問をさせていただいたら、いやいや全くうちもそうだよと。福島県全域、ほぼ同じじゃないのかなというふうに感じたところでございます。団員数も、会津若松消防団は1,436名おります。今回200名を削減したそうです。削減した理由というのは、やはり団員の担い手がいないということもあるんでしょうけども、その中でやはり団員からの声が一番多かったのは、負担が多いというのがやっぱりあったそうです。その中で年間行事を見直したそうです。

その一つとして、春の検閲を中止したと。あとポンプ操法に対しても調整をしなきゃいけなくなった。出動範囲の見直しを図ったというふうに言われていました。これもやはり負担軽減をするための施策だというふうに言われていましたが、でも全て削減、削減ではちょっと消防団としての機能ができなくなるんじゃないですかという話をしたら、そこでこういう話が返ってきました。その負担軽減をした分、市としては団員の知識及び技術の研修会を行っておりますよというのが、そういう声が多かったんですね。やっぱり坂下町の年数の少ない団員さんも、そのとおりだと思っています。そういう訓練を実施されておまして、合計6回実施されたということで、だんだんと成果が見られてきたというふうにおっしゃっておりました。

当町消防団の団員からもアンケートをされたということでありますが、今後、会津若松消防署のまねをしるじゃないですが、いいところ取りはしていったほうがいいのかなというふうに感じておりますので、その辺どう考えておられますか。研修会ですね。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議員おっしゃるとおり、ものすごくいいことだなというふうに考えております。実は当会津坂下町におきまして、行事の統一ではありませんが、今年4月1週目に行います、通常では行っておりました初任者訓練であったり、班長の訓練であったり、あと初任者研修等々とパレードを1日で終わるようにしてみました。

そして、来年度からは、春の検閲のときに行っております可搬ポンプ等々の機械器具点検を、5月に開催されます放水訓練と同時にやろうかということで行事を合わせることにによって有機的にしていこうかということも検討しておりますし、その際には会津坂下消防署のほうも現地で立ち会って放水訓練等の指導等を行っていくことができるということについては、毎月行われています幹部会の中で議論を始めておりますので、会津坂下町におきまして、消防署の協力を得ながら消防団の負担軽減と、あと技術の向上に向けての研修を行っていきたいというふうに考えております。

◎3番（目黒克博君）

議長、3番。

◎議長（赤城大地君）

3番、目黒克博君。

◎3番（目黒克博君）

ちょっと附則であります、この技術研修会は若松の常備から講師としてだそうです。やはり軽減、団員の負担軽減が今一番見直されていかなきゃいけないのかなというふうに、各消防団の話を聞いて、そう感じたところでございます。どうぞ昔の消防はこうだったという時代じゃなくて、今現在の消防団の活動を重視しながら消防運営のためにお願いしたいというふうに思います。

3番、分団内の統廃合について、ちょっとお話しさせていただきます。

統廃合について、正直簡単にできるとは思っておりません。消防団の成り手不足、そして各分団内の配置、構成、集落などの環境が異なるために、やっぱりこれは、ああしろこうしろというようなことではないと思います。

先日ですが、総務産建の委員会を代表いたしまして、委員長と私が消防幹部会に出席させていただきました。一応顔出し程度のものでございましたが、そこで団長に宿題を出させていただきました。次回の幹部会の出席のときには、アンケートもそうですが、3つぐらいは課題をつくってきてくださいということで、課題提供ということで宿題を出させていただいて、この次の幹部会の出席のときには、その点の話を受け入れて、また委員会のほうに戻して、お話をまとめていきたい。委員会のほうとしては、何かできるものはないのかなということで、消防団に力を注ぎたいなというふうに思ったところでございまして、そのような話合いに出席させていただいたというところでございます。

この幹部会は、ずっとこれからも続くことでありますし、この統廃合については、今後も継続してやっていきたいなというふうに考えております。これはその程度でよろしくお願いいたします。

先ほどの答弁の中にありました、4番に入りたいところなんですけど、機能別消防団の導入ということがございました。これについて、町としては、その機能別消防団員及び分団とありますが、その辺の説明をお願いしたいんですが。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

機能別消防団というのは、先ほどの答弁にあったとおり、日頃の訓練等々については行わず、災害時に現在の消防団と一緒に消防活動であったり災害救助活動に赴くというような内容であります。それを各分団ごとに設置してはどうかということで、今現在、分団長、副分団長で構成されます検討委員会の中で議論をしているという状況でございます。

◎3番（目黒克博君）

議長、3番。

◎議長（赤城大地君）

3番、目黒克博君。

◎3番（目黒克博君）

1点だけ質問したいんですけども、その機能別消防団員について、これというのは、例えば団員に対しては消防のOBも含まれると思いますし、分団ということであれば第3分団の地域で活動されている消防協力隊がそれに当てはまるのかなというふうに思います。これは、あれですか、町の消防の中に登録しないといけないのか。それとも参加型、普通の参加型でいいのかということがあるんですけど。それ、なぜこんなことを聞くかという、事故があったときの対応ですよ。説明をお願いします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

特に3分団なんかで活動していただいております、そういう組織等々については、ぜひ消防団活動にご協力をいただいきたいというふうに思っておりますし、また災害が中心になろうかというふうに思いますが、自主防災組織等々も将来的には消防の活動を後方支援する組織になっていただければなというふうに思っております。

なお、その活動に当たりましては、やはり怪我であったり、様々な身分保障等については明確に位置づけを決めていかなければならないものだというふうに思っております。

今現在、どうすべきかという部分については、まだまだ私どももまだ結論に至っておりませんが、将来的にはご協力をいただけるということであれば、全て町の消防団員に準ずる職員という形で身分保障をしていかなければならないだろうというふうを考えてございます。

◎3番（目黒克博君）

議長、3番。

◎議長（赤城大地君）

3番、目黒克博君。

◎3番（目黒克博君）

ありがとうございます。まさしく消防イコール自主防災ということで、各地区組織の登録ということで、町のほうからも一生懸命説明のほうをやっているわけですが、ちなみに金上地区は今2集落を登録させていただきました。

これもまた、うち金上地区コミセンの事業の中でも、自主防災組織を率先してつくってまいしょうということをやっております。今年の目標はそれでございます。いろんな形で、いろんな、今回の夏祭りの中の催しの中にも防災に関する一つ二つやりまいしょうということもありまして、意識づけに我々今動いているところでございます。どうぞ町のほうから力づけていただいて、いろんな説明箇所をいっぱい取っていただいて、登録を増やしていただきたいというふうに思います。

ということになりますので、あとは4番でございますが、今まで説明、答弁いただいた、総まとめと言っていいんでしょうか。私から言わせると、最終的には、いろんな形、市町村の消防の運営の仕方があるかと思いますが、消防の要するに基本的なものに対して、先ほど冒頭にお話ししましたけども、とにかく質の高い消防団をつくっていただきたいというのが、私の切なる思いでございます。我々OBもそうですけど、やはり黙って見ていられません。なので、少しでもいいですから力になっていきたいという私の思いを最後に、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（赤城大地君）

以上をもちまして、目黒克博君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、2番、五十嵐孝子君、登壇願います。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）（登壇）

皆様、こんにちは、五十嵐孝子でございます。

このたび新人議員として議会に入らせていただくことができました。私は、家族を介護する者の当事者として、または元看護師、助産師、あとは一人の女性として、人間と

しての当事者として、ここで働いていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
4日前から緊張が始まりましたので、途中声が震えたりすることもあるかと思いますが、
なお大目に見てください。

今回の質問は2点ございます。第1、地域で暮らす低所得者の生活をどう守るかに
ついて、第2、町長のお考えについて、質問いたします。

第1の地域で暮らす低所得者の生活をどう守るかについて伺います。

国民の生活実態を見る統計の一つに厚労省国民生活基礎調査があります。令和4年
国民生活基礎調査では、60から69歳と70歳以上の高齢者の40%が貧困にあります。独り親
世帯の44.5%が貧困で、G7の中でも貧困が高い水準にあります。この25年で所得の中
央値が108万円も減少しており、追い打ちをかけるように光熱費、食費、税金、社会保
険料は増加の一途をたどっています。全世帯の54.4%、半数以上が生活が苦しいと感じ
ています。母子世帯では75.2%に上る人が生活が苦しいと感じています。

このような社会経済の状況にある中で使える制度には生活保護制度があります。生活
保護は、日本国憲法の理念に基づいた権利、生存権の一つであり、最低生活の保障と自
立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ必要な保護を行う制度です。

地域で暮らす住民の命と生活を守るため、以下の3点について伺います。

(1) 生活保護を使いやすいものにするために、町民に分かりやすく情報提供はされ
ているのか。

(2) 「生活に困ったときの相談先」は周知されているのか。

(3) 生活保護を申請する際の扶養照会について、町としてはどのように考えるか伺
います。

第2に、町長のお考えについて、伺います。

地方自治法では、住民福祉の増進を図ることを基本としていますが、(1) 町長は
「住民の福祉」や「福祉」というものをどのように考えているのか伺います。

(2) この町の抱える課題は庁舎問題だけではないという有権者の声が散見されます。
複雑かつ多様な課題が山積する中で、庁舎問題だけに多くを注力しているように見え
ますが、どのように考えているのでしょうか。

この2点について伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

◎議長（赤城大地君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

2番、五十嵐孝子議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第2の1についてお答

えいたします。

私が考える「福祉」とは、町民の皆様が、それぞれ望む生活を送ることができることだと考えます。しかしながら、少子高齢化、人口減少、地域のつながりの希薄化など、社会構造の変化によって、地域や個人が抱える課題は多様化・複雑化してきております。そのため、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるために、地域で暮らす住民同士が支え合い、一人一人の暮らしと生きがいを創り出していくための取組や、支援を行っていくことが行政の役割であると考えます。今後も各種施策の取組により、町民の皆様が安全で安心して暮らすことができる町、「やっぱり“ばんげ”がいい！」と思えるまちづくりを目指してまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、ご質問の第1について、お答えいたします。

初めに生活保護の実施機関について、ご説明を申し上げます。

生活保護の実施機関は、生活保護法第19条において「都道府県知事、市長および福祉事務所を設置する町村長が保護を決定し実施しなければならない」とされております。そのため本町においては、福島県の会津保健福祉事務所が実施機関となり、町は相談に来られた町民の方と会津保健福祉事務所との連絡調整を行うという立場になります。

続きまして、第1の1について、お答えいたします。

町民の方が生活保護の相談にいらっしゃった際には、まず生活保護の制度についてご説明を行っております。どのような場合だと対象になるのか、どういった扶助が受けられるのかなど、おおよその基準について説明をしております。その上で申請の希望がある方については、会津保健福祉事務所へ相談があった旨の情報提供を行い、正式な申請の際に会津保健福祉事務所から詳細の説明がなされることとなります。

次に、2について、お答えいたします。

現在、生活に困った際の相談窓口については特段の周知は行っておりません。しかしながら、社会福祉協議会や民生委員、施設や病院の相談員など関係機関からの情報提供は、町の担当窓口である生活課社会福祉係に連絡をいただくよう情報共有がされておりますので、お困りの際には、それらの関係機関にご相談をいただいても、町の担当へ連絡が来る体制となっております。

また、生活保護以外にも借金に関する相談があれば無料法律相談や、今すぐに食べる物にも困っているという相談であればフードドライブの案内など、ご相談の内容に応じた利用できる支援の提案を行っております。

次に、3について、お答えいたします。

生活保護法第4条第2項において「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、全てこの法律による保護に優先して行われるものとする」と定められております。そのため、申請時の聞き取りや戸籍の照会等により、扶養義務者の有無の調査を行い、扶養義務者に扶養の可能性、扶養の能力があるかの照会をすることになります。会津保健福祉事務所においても、基本的には照会を行っておりますが、扶養義務者と仲違いしている場合や何年も連絡を取っていないなど、関係性が良好でない場合には扶養照会を保留するなど、個別の事情に合わせた対応がされております。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

私からは、ご質問の第2の2について、お答えをいたします。

町が抱える課題は新庁舎建設だけではなく、少子高齢化の進行、地域活動や産業における担い手不足、地域コミュニティの希薄化など様々であり、常に変化する課題に対応していかななくてはなりません。

現在策定を進めております第六次会津坂下町振興計画後期基本計画の策定過程において実施しました住民満足度調査からは、会津坂下町に住み続けたい、愛着を感じている方が6割程度でありましたが、行政サービスに対する満足度は3割程度という結果が出ております。会津坂下町が将来にわたり持続可能な町となるためには、町民の福祉の向上を図ることが大切であり、その結果が住民満足度を向上させ、町への愛着が高まり、住み続けたいと感じられるまちづくりにつながるものと考えております。今後も、住民満足度調査を毎年実施することにより、町民の方が感じている課題を把握し、解決するための取組を実施計画に反映をさせてまいります。

役場庁舎は住民福祉を向上させるためのサービスを提供する拠点であり、新庁舎建設は解決すべき課題であることは間違いありませんが、住民福祉の向上のため、その他の施策にも注力してまいります。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午後3時08分）

再開を3時20分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後3時20分）

再質問があればお願いいたします。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

生活保護の相談は、坂下町では直接町役場に来られるケースと、会津若松の会津保健福祉事務所のほうに行く人と二通りあると思うんですが、町へ相談に見える方は年間では、大体でいいんですが、どのくらいの件数があるのかと、相談に見えた際に、どの場所でやられているのかなということを質問いたします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

令和5年度の町に相談に来られた方の総数でございますが、相談件数で大体22件ほど来ております。そのほかに直接福祉事務所に行っている方については2件ほどあります。そのうち、町22件のうち申請された方については15件、決定が12件ほどあるというようなことでございます。生活保護の受給者を町のをと見ますと、ここ3年間は変動はなくて、76世帯ぐらいで推移しているというのがここ3年間の推移でございます。

以上でございます。

すみません。場所については、窓口に来られたときに窓口で相談するのもプライバシー的な問題もありますので、税務課の奥のほうの相談室というところで相談を承っているというのが現実でございます。

以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

質問ございますか。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

扶養照会についてなんですが、扶養照会があるために申請をためられる方もいると、多くあるということを一般的に聞きますが、ここに課長さんの答弁にあったのは、何年も連絡を取っていないなど関係性が良好でない場合には扶養照会を保留するとあります

が、扶養照会の見直しについては、扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点についてということで厚労省の通知が2021年に出ています。それによると「扶養義務者が被保護者である場合」「社会福祉施設の入所者である場合」「長期入院の患者である場合」「主たる生計維持者でない場合」「未成年」、あとは「おおむね70歳以上の高齢者」などは扶養義務者には当たらないとされています。

また要保護者の生活歴等の事情から、その当該扶養義務者が借金を重ねている場合や縁が切られている場合、一定期間、例えば10年程度音信不通の場合、DVなどある場合、著しい関係不良ですね、DVとかは。そういった場合には扶養調査の必要はないと通知にあるんですが、そういった情報も生活保護のところに付け加えて情報を周知していただければ扶養調査があるから、ちょっとなあとためらうことがなく利用できると思うので、その辺はいかがでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

今、議員ご指摘のとおり、厚労省のほうから令和3年に、福祉事務所のほうに扶養義務の照会を、簡単にいうと、期待できない場合の条件というようなことで、今おっしゃられたとおりなんですけども、そういう形で相談があった場合については、そういう形で制度の中身と、そういうようなこともありますよというようなお話をしているところでございます。

当然、そのほかに県にそういうような情報が行って、県の福祉事務所の県職員の方がご自宅でそういうような状況調査をやったときにも、その制度についてもご説明申し上げますし、そういったことも当然ご説明しているというような話でございます。

それによって、例えば扶養照会、何件していなかったのか、したのかというような、そういうような情報については県のほうで教えていただけなかったということで件数自体は分かりませんので、町としては、そのような形でご説明申し上げているというようなところでございます。

以上でございます。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

生活保護受給に当たっては、誤解や偏見が多くあります。また先頃、桐生市の福祉事務所の不適切な対応がマスコミでも大きく取り上げられています。そういったことを踏

まえて、町で注意して対応に当たっていることなどがあれば教えてください。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

まず生活保護というのは憲法で定められている、憲法第25条で定められている部分でございますので、そういった議員ご指摘の例えば差別とか、そういうようなことのないように、それ、生活保護者だけではなくて、いろんな方についても、そういうような差別は駄目ですよと、皆さん平等というようなことでございますので、生活保護に限ったことではなくて、そういうような形で町としても、そのような形で進めて推進というか周知していききたいとは思っております。

以上でございます。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

生活課長に伺ったところでは、坂下町では県で作った生活保護のしおりを使って説明しておられるということでしたが、そのほかに情報を周知するとしたら、どんな方法を考えていただけるでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

確かに生活保護のしおりというのが、これ、全国共通でありまして、それによって生活保護に関する説明はしております。そのほかに特設ホームページなどに上げているわけではないので、今後そういう形で分かりやすいような周知もしていきたいなと思っております。

また、生活保護直接ではなくて、生活困窮者の方については、その生活保護の前段の第二のセーフティーネットという形で生活困窮者自立支援事業というのを、そういうのがありますので、生活保護にならない方に、そういうような事業の中で支援をしていくというようなこともありますので、それも含めた形で周知してまいりたいと思います。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

生活保護に関するホームページは、そここの自治体でつくってきているような状態にあります。私が調査研究したところでは、やっぱり一番分かりやすいのは厚労省のホームページ。特にその中でもQ&Aがとても分かりやすく、生活保護だと車は持てないとか、家を持っている人は受けられないとか、いろいろな誤解があるんで、その辺のQ&A、厚労省のを参考にさせていただくか、もしくはそちらに坂下町の生活保護の項目を立ち上げていただいてリンクしていただけると大変助かるかなと思います。

あと自治体の中では、札幌市のホームページが比較的分かりやすく親切かなと思います。れるところもありました。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐孝子君に申し上げます。質問でございますので、質問の形式を取っていただくようお願いいたします。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

思われましたので、ぜひ町でも項目を立ち上げてホームページ、町のホームページに生活保護の項目を立ち上げていただきたいのですが、ご検討いただけますでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

生活保護だけではなくて生活に困窮している方というような捉え方で、中に生活保護で、そして厚労省にリンクさせるのはそんなに難しくありませんので、そういうような形でいろいろ調べましてリンクさせたいと思います。

以上でございます。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2 番、五十嵐孝子君。

◎2 番（五十嵐孝子君）

第1の（2）生活に困ったときの相談先についての質問だったんですが、どうしてこの質問を挙げたのかというと、今年の年末年始9連休になるんです、官公庁が。町役場が9連休になったら、年末にやっぱり生活が苦しくなっちゃったりする人が多く、年末年始どうしたらいいのかなというのがあるって、もしこの年末年始の町の対応を考えていただけるのだったら、早めの6月議会で提案したほうがいいと思って今回質問させていただいたんですが、町では生活に困ったときの年末年始の対応はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

年末年始、長期間にわたって、役場も、例えばほかのところも休みというようなところがあるかと思います。役場については、日直さんが日替わりでいるということなので、もし万が一何かあれば担当のほうに連絡が来るという形になります。毎年やってはいるんですけども、例えば食べ物が無いというような、そういうようなご相談もあります。そうすると、どうするかというと、社協さんのほうでフードバンクがありますから、あそこで貯蓄していた部分を幾らか役場のほうに、生活課のほうに、年末年始の長期間の間にいただいて、そこで対応していくというような形になります。

また、この間もあったんですけども、実は生活保護の方が休みのときに亡くなりまして、そうしますと、役場の場合は、この調整期間だけではなくて、町の町民ですから、何かあったときには担当者が対応するという形になっております。この間も休みのときに亡くなったときに呼ばれて、葬儀の段取りから火葬場まで行って全てやって、費用的には生活保護ですから県のほうに請求するというような形になっておりますので、調整だけでなく全て、坂下の町民でするので対応していくというような形になっております。

以上でございます。

◎2 番（五十嵐孝子君）

議長、2 番。

◎議長（赤城大地君）

2 番、五十嵐孝子君。

◎2 番（五十嵐孝子君）

第2の質問の（2）なんですが、執行部のほうから、町民の役場庁舎は住民福祉を向上させるためのサービスを提供する拠点であり、新庁舎建設は解決すべき課題であるこ

とは間違いありませんが、町民の福祉の向上のため、その他の施策にも注力してまいりますとあります。

庁舎建設費が膨大な予算になっており、先日三春と塙の庁舎も見学してきましたが、そこから比較しても金銭的に相当な額であり、今後も人手不足や物価高騰などの要素で、どんどん膨れ上がっていき、町民の負担が増すのが心配でした。2か月ちょっと前まで町民でしたが、そういう心配があります。お金のほうは大丈夫なんですか。農業に関わる農業政策を抜本的に行い、地域を振興していくための予算も必要ですし、住民福祉のための予算も必要ですし、お金は大丈夫なんですか。質問します。

◎議長（赤城大地君）

質問者にお伺いいたします。現在の再質問につきましては、庁舎問題、庁舎の建設に係る費用ということで間違いはないでしょうか。

（「はい」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

そのようでしたら、通告外と認識いたしますので、再度ご質問をお願いいたします。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

以上で私からの質問を終わります。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。

（午後3時37分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後3時37分）

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

庁舎問題だけに多くを注力しているという表現は、いわゆる人員、庁舎建設という人員やエネルギーだけでなく予算的にも注力という意味合いで、若干あれなんです、やっ

ぱり私の中で同じような意味合いで捉えていて、そこを質問いたしました。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

繰り返しになりますが、決して庁舎だけに注力しているわけではないということです。実施計画の事業上も126のうち庁舎も一つだということで、いろんな町民説明会とかアンケートを実施している中で、そういうイメージを持たれてしまうというのは理解できるんですが、決してそれだけではないということになります。

庁舎の費用については具体的にまだ精査をされておりませんが、やはり基本的な考え方としては、庁舎整備費用が圧縮されるようないろんな制度を活用していくということ、町民の生活に影響を及ぼさないように起債等を活用して、その負担については平準化を図っていくということで、極力町民の庁舎以外の施策に対して影響がないような町政の経営をしてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（赤城大地君）

質疑はございますか。終了でよろしいですか。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

以上で私からの一般質問を終わります。

◎議長（赤城大地君）

これをもって、2番、五十嵐孝子君の一般質問を終結いたします。

◎説明資料の訂正について

日程第3「説明資料の訂正について」を議題といたします。

資料の配付のため暫時休議といたします。

（午後3時40分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後3時40分）

執行部から議案第39号の説明資料を訂正したいとの申出がありますので、説明を求め

ます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

それでは、私から説明資料の訂正について、ご説明を申し上げます。

（発言する者あり）

◎議長（赤城大地君）

静粛に願います。

◎建設課長（古川一夫君）

今定例会招集日に議案第39号として提出いたしました「令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）」の予算書内に誤りが判明いたしましたので、訂正をしたいということでございます。

具体的には、予算書の最後のページ、5ページとなりますが、下段、2、損益勘定留保資金説明資料、補填財源明細書の表中であります。

表中の上段、左から項目、令和5年度よりの繰越額、令和5年度分、令和5年度合計、令和5年度使用額、令和6年度への繰越額と資料上はなってございましたが、左から3番目の「令和5年度分」については「令和6年度分」、その右隣「令和5年度合計」については「令和6年度合計」、その右隣「令和5年度使用額」については「令和6年度使用額」、その右隣「令和6年度への繰越額」については「令和7年度への繰越額」の誤りでございました。

議員の皆様には大変ご迷惑をおかけし、心からおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

◎議長（赤城大地君）

会津坂下町議会会議規則第20条の規定により、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号の説明資料の訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

異議なしと認め、議案第39号の説明資料の訂正の件を許可することに決定いたしました。

この質疑につきましては、最終日にお願いいたします。

以上をもって、本日の議事日程を終わります。

明日11日は午前10時より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

11日の議事日程は当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長（赤城大地君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時43分）

直ちに、議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催いたしますので、関係者をご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年6月10日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員